# 中部社会福祉学研究

第12号

2021.3

日本社会福祉学会中部部会

# 中部社会福祉学研究 目次

2021. 第12号 日本社会福祉学会中部部会

過疎地域における就労継続支援A型事業所での 就労が障害者の暮らしに与える影響 〜過疎地域で働く障害者へのインタビュー調査を通して〜	橋川 健祐 1
福祉サービス第三者評価調査者から見た 保育所での災害への取り組みの様相	城戸 裕子 13
± -π	
書評	
映画『メイキング・オブ・モータウン』に描かれるアメリカ	カの現実 杉本 貴代栄 25
おらおらでひとりいぐも	伊里 タミ子 29
ソーシャルワークとアメリカ社会:杉本貴代栄著『ジェンダー 映画評/書評』(学文社2020年)を読んで	ーで読む 須藤 八千代 35

# 過疎地域における就労継続支援A型事業所での 就労が障害者の暮らしに与える影響 ~過疎地域で働く障害者へのインタビュー調査を通して~

金城学院大学 人間科学部コミュニティ福祉学科 8482

## 橋川 健祐

Impact of Working at Type A work Continuation Support Offices on Lives of People with Disabilities in Disadvantaged Regions: Based on an Interview Survey of People with Disabilities Working in Disadvantaged Regions

#### Abstract

This study aimed to clarify how guaranteeing the right to work impacts the lives of people with disabilities in disadvantaged regions. This study is based on interviews of people with disabilities working in an Impact of type A work continuation support office operated by a social welfare corporation. The results showed that in depopulated areas, such offices guarantee the rights to work for people with disabilities who work there, along with their right continue living in the area.

#### Keywords

Disadvantaged Regions, type A work continuation support office, people with disabilities, rights to continue living, right to work

#### 1. 研究の背景と目的

#### 1) 過疎地域に住み続けることと障害者の働く権利

総務省に設置された「田園回帰」に関する調 査研究会によると、「都市部からの移住者が増 加している区域数が拡大している」という(総 務省2018:9)。そのなかで、移住者が移住の際 に最も重視したこととして最も多かった回答は、 「生活が維持できる仕事(収入)があること」 であった(総務省2018:20)。ここで留意して おくべきことは、結果的にどのような仕事にで も就ける人、ないしは自身で起業等することで

収入を得る術を持っている人はどこへ行っても ある程度生活をしていけるが、障害者をはじめ、 自由に仕事や居住地を選び生活をすることが比 較的困難な人たちが一定数いるのではないかと いうことである。

都市部であっても障害者の就労に関する課題 は山積みであるなか、昭和50年度以降、新規求 人倍率、有効求人倍率は、いずれもほぼ一貫し て過疎関係市町村1)の比率が相対的に多い県が 全国の数値を下回っている(総務省2019:64)。 過疎地域における就労先の選択肢の少なさが課 題となっていることは明白である。にもかかわらず、過疎地域の障害者の暮らしに焦点を当てた研究として、身体障害者の生活状況や心身の健康状態の関連要因等を明らかにすることを試みた研究や(丸山2015)、精神障害者の社会復帰支援体制の課題を明らかにした研究(矢島ら2003)などはあるが、就労に焦点を当てた先行研究は皆無である。

そのような中、2006年に国連総会において採 択され、2014年にわが国でも批准した障害者 権利条約(以下、条約)では、第19条で「他の 者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活 する平等の権利を有すること」を定め、第27条 では「障害者に対して開放され、障害者を包容 し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場 及び労働環境において、障害者が自由に選択し、 又は承諾する労働によって生計を立てる機会を 有する権利」を定めている。朝日雅也は、この 条約により、「今日、知的障害者が地域で暮ら し、働く機会を得ていくことが当然の権利であ ることはいうまでもない」のであり、その権利 を当たり前のものとして実現していくために社 会全体が問われていると指摘する(朝日2014: 118)。これは言うまでもなく、身体障害者や精 神障害者にも当てはまる課題であり、過疎地域 で生活する障害者にも保障されるべきものであ る。

また、「住み続ける権利」を提唱する井上英 夫は、この権利の根底的な根拠には、住み続け たいという強い願いがあり、その願いは「生ま れ育った家、故郷・地域に住み続けたいという 場合もあれば、自ら選択し、住むことを決めた 地に、自ら選びあるいは建てた家(あるいは施 設)に住みたいという場合もある」という(井 上2012:132)。この点、過疎研究においても これまでに同様の主張がなされてきた(橋川 2018:64)<sup>2)</sup>。井上によると、同権利につい て憲法上の明文規定があるわけではないが、少 なくとも第22条第1項の「居住・移転の自由」 を保障することになるとし、「労働や所得、医療機関や福祉施設あるいは交通手段の保障、すなわち健康権や社会保障・社会福祉の権利、交通権といった権利が保障されることによって初めて、『移動しない自由』も実現されることになる」と述べている(井上2012:143)。そして、具体的な居住に関わる社会福祉分野の保障立法として、先の条約に基づく障害者基本法、及び障害者自立支援法があるとする(井上2012:147-149)。

つまり、障害者にとって働く機会を得ること そのものが社会として問われる時代にあって、 過疎地域であっても住み続けること、そして働 く権利と機会をいかに保障していくかが問われ ていると言えるであろう。

#### 2) 地域社会における障害者の就労と暮らし

障害者の就労は、基本的に民間企業等で働く一般就労と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのもとで働く福祉的就労とに分けられる。後者はサービス利用者と雇用契約を締結し事業を行う就労継続支援A型事業所(以下、A型事業所)での就労と、雇用契約を締結しない就労継続支援B型事業所(以下、B型事業所)での就労とに分かれる。

中尾文香は、QWL(Quality of Working Life:労働生活の質)を高めるとQOL (Quality of Life:生活の質)も高まるという先行研究での検討(中尾2017:110-114)をもとに、B型事業所で働く知的障害者にインタビュー調査を行い、「『生活の領域』と『仕事の領域』は互いに影響を与え合っており、生活領域の充実度が高まれば仕事領域にも良い影響を与え、逆もまた然りである」とした(中尾2017:241)。つまり、就労と生活は因果関係にあり、良き就労機会を得ることが、暮らしの充実度を高め、過疎地域に住み続ける権利を保障することにつながるのではないかと考える。

また橋川健祐らは、A型事業所と地域社会と

の関わりが、間接的にではあるが、「経済的目的としての組織マネジメントの変化、社会的目的としての働く障害者、つまり利用者の変化と関連がある」とした(橋川ら2019:190)。これは、A型事業所が地域社会と関わりを持つことは、就労の場、そこで働く障害者の生活の双方に良い影響を与えると言い換えることもできる。

つまり、過疎地域で働く障害者の就労と生活の実態、また事業所ないし障害者自身の就労を 通した地域社会との関わりの実態を明らかにす ることが必要なのではないかと考える。

#### 3) 研究の目的

本研究は、過疎地域において働く権利と機会 を保障することが障害者の暮らしにどのような 影響を与えるのかについて、過疎地域で働く障 害者へのインタビュー調査を通して明らかにす ることを目的とする。なお、本稿で対象とする 障害者は、後述するように過疎地域に住みなが ら最低賃金を保障されて就労している人、つま りA型事業所で働く障害者を対象としているた め、過疎地域に住む障害者の全貌を明らかにす るものではない。しかし、今回の対象者の中に は、以前は今のような収入機会を保障されてい なかった人も少なくない。そのような対象者の A型事業所で働く以前と現在の変化を明らかに していくことも、一定の収入を得ることが暮ら しに与えた影響をより浮き彫りにするうえで重 要ではないかと考える。

#### 2. 研究の方法

#### 1)調査対象

調査対象は、過疎地域において社会福祉法人 が運営するA型事業所で働く障害者とした。

社会福祉法人を対象とした理由について、社会福祉法人は、「公と市場という本来であれば 交わりにくい2つの領域を志向しながら、双方への補完・代替的役割と対抗軸という相反する ベクトルを内包しているところに他の実践主体にない独自性と存在意義」があるなか、過疎地域では、「営利組織も参入せず、行政サービスですら提供困難になりつつあって、条件不利と言われる地域に居住する住民にとっては十分にサービスを受けることができずに『住み続ける権利』を脅かされているかすでに侵害されている事態に陥っていることから、その権利を回復するために市場のオルタナティブという志向も持ちながらも、セーフティネットを代替しつつ公的責任を求めていくというところに、社会福祉法人に求められている社会的な責任がある」と考えるからである(橋川2018:16)。

また、A型事業所を対象とした理由についても触れておきたい。B型事業所はそもそも雇用契約を結ばないことから労働法規が適用されず、2018年度のB型事業所における月額の平均工賃は16,118円と依然として低い水準にある³)。一方、A型事業所では、雇用契約を締結することにより労働法規が適用され、最低賃金による雇用が保障される。これは、条約第27条に定められている「労働によって生計を立てる機会を有する権利」という観点からも重要な基準であり、働く機会とともに、住み続ける権利が保障されることにつながるのではないかと考えられるからである。

事業所の選定については、次の2つの全国調査から3つの事業所を選定した。その調査とは、「就労継続支援事業A型事業所における運営実態に関する基礎調査4)」と、同調査で回答が得られた552件のうち所属先に記名のあった548件(香川県をのぞく全国1,378件中 ※2012年11月時点)に対して、A型事業所が地域社会といかに関わり、また地域社会との関わりが経営にどのような影響をもたらしているのかを明らかにすることを目的として、2016年1月に郵送法により実施した質問紙調査5)である(有効回答は196件(回収率38.1%))。回答のあった196件のうち、事業を行う地域が過疎関係市町村

であること<sup>6)</sup>、運営母体が社会福祉法人であること、そして事業収益の合計が収益全体の50%以上であること<sup>7)</sup>を要件とした。いずれも、一

次調査から売り上げが伸びている事業所である (表 1)。

表1 調査対象者が属する事業所の基本情報

		X事業所	Y事業所	Z事業所
	法人設立時期	1980年12月	1972年12月	1973年1月
	事業開始時期	2011年4月	2006年10月	1981 年 4 月
	主たる事業	レストラン	パン製造	お茶園管理
事	その他の事業内容	飲食サービス業、 宿泊業、農業	食料品製造業	農業、養豚業
業	職員数	8名 (非専従者含む)	13名(非専従者含む)	20名 (非専従者含む)
所情	利用者数 (調査時)	9名	34 名	8名
報	報 平均賃金 月額	94, 112 円	92,829 円	89, 312 円
	平均賃金 時給	924 円	738 円	725 円
	事業規模 (千円)	112,640	180, 762	52, 166
	収入における事業収入の 割合(2015 年度)	59. 0%	69. 2%	76. 0%
自	自治体の人口	21,834 人	12,919 人	7,542 人
治	(内、65 歳以上人口割合)	(34.4%)	(37. 4%)	(45.6%)
体情	自治体の人口増減率 (平成 22 年~27 年)	-6. 9%	-8.9%	-14.4%
報	財政力指数	0. 29	0.34	0.17

- \*WAMNET 障害福祉サービス等情報検索(2018 年 11 月 24 日検索)、並びに「就労継続支援事業
  - A型事業所と地域社会との関わりに関する調査」(2016年1月実施)結果より作成
- \*自治体の人口等は、平成27年国勢調査結果より
- \*財政力指数は、総務省「平成20年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より

3つの事業所のうち X および Z 事業所は、就 労する障害者全員を対象とした。 Y 事業所は、 限られた時間の中での調査であったことから、 他の事業所との人数バランスを考慮しつつ、勤 務年数によるばらつきが出ないよう当該事業所 で働きはじめて1~2年目の方2名、5年以内の方2名、5年以上の方2名を事前に管理者に選定いただいた。3つの事業所であわせて24名の方に対してインタビュー調査を実施した(表2)。

表 2 調査対象者の基本属性

	ID	性別	年齢	障害の種別手帳	業務内容	勤務年数(約)
X	а	女	30代	発達障害	清掃	5年
	b	女	60代	身体障害	レジ、事務	1年
	С	男	40 代	知的障害	清掃	5年
	d	男	40 代	精神障害	清掃	7年
事業所	е	男	60代	精神障害	清掃	8年
所	f	男	40代	精神障害	ホール (接客)、ほか	8年
	g	女	40代	精神障害	清掃	8年
	h	男	40代	精神障害	農業	2年
	i	男	50代	身体障害	厨房(食器洗い)	6年半
	j	男	20代	知的障害	パン製造(粉の配合、整形)	5年
Y	k	女	10代	精神障害	食品加工、事務	1年
事	1	女	40 代	知的障害	包装	23 年
事業所	m	男	40 代	知的障害	パン製造(整形)、包装	30 数年
PJT	n	女	40 代	知的障害	パン製造(整形)、食器洗い、清掃	2年
	0	女	40 代	精神障害	食品加工	4年
	р	男	40代	知的障害	養豚	8年
	q	男	40代	知的障害	養豚	7年
Z 事	r	男	50 代	知的障害+聴覚障害	お茶栽培	10年
	S	男	40 代	知的障害	お茶栽培	10 年
事業所	t	男	30 代	知的障害	養豚	8年
PIT	u	男	50 代	知的障害	花栽培	9年
	V	男	50 代	知的障害	お茶栽培	10 年
	W	女	50 代	知的障害	水耕栽培	8年

#### 2)調查方法

調査は、インタビューガイドを作成し半構造 化インタビューにより実施した。インタビュー ガイドの内容は、①当該事業所で働くことになっ たきっかけ・理由、②当該事業所で働くことを 通して得られたことや働くことで自身に起こっ た変化、③当該事業所が最も大切にされている と感じること、④当該事業所での仕事のやりが い、⑤当該事業所のある地域・自治体に対する 思い、⑥この地域を出たいと思ったことはある か、⑦当該事業所はあなたにとってどのような 存在か、⑧当該事業所に今後期待すること、に ついて質問項目を設け、調査対象者に質問の意 味や趣旨が伝わらなかった場合は、質問の趣旨 が変わらない程度に言葉を置き換えて質問をし た。Y事業所においては、対象者の不安軽減と 補助的役割として、1名をのぞき職員に同席い ただいた。

調査期間は、2019年8月から2020年3月の間で実施した。調査時間は、30~60分程度で、調査回数は一人1回であった。インタビュー内容は、調査対象者の許可を得てICレコーダーで録音した。調査後、逐語録を作成し、分析のオリジナル資料とした。

#### 3) 分析方法

佐藤郁哉 (2008) の「質的データ分析法」を参考に分析を行った。分析においては、継続的比較法として「事例 - コードマトリックス」を作成し、コード間の比較、コードとデータの比較、データ同士の比較、事例間の比較、そして概念的カテゴリー間の比較などを行いつつ、概念的カテゴリーやコードを何度も見直しながら分析を行った。なお、セグメント化、コード化の作業を進めるうえで、基本的には帰納的な観点から行いつつも、先述した中尾 (2017) の整理を参照し、演繹的な観点を取り入れつつ作業を行った8)。その他、分析にあたっては大学院の指導と質的データの分析に詳しい大学院の

仲間から助言を得た。

#### 4) 倫理的配慮

本研究並びに調査は、日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号 19-010)。調査対象者には、事前に役職員にインタビューガイドを送付し、役職員を通じて本人に対して調査の内容について説明をしていただいた。そのうえで、調査時に調査者自身が改めて書面を用いて研究の趣旨や個人情報の保護に関する事項、侵襲および安全管理に関する事項、インフォームド・コンセントに関する事項等について説明を行い、同意書による同意を得た。

#### 3. 研究の結果

インタビューデータの分析の結果、【働くことへの思い】、【仕事を通して得られたことと自分自身の変化】、【職場としての事業所のこと】、【生活の変化】、【地域にとっての事業所の役割】、【移住・定住について】の6カテゴリーに分類された。以下、文中では、【】はカテゴリー、[〕は親コード(分析的コード)を、<>は子コード(記述的コード)を、「」は生データを指すものとする。

#### 1)【働くことへの思い】

このカテゴリーでは、[当該事業所で働くきっかけ・動機]、[仕事の苦労とやりがい]、[自分にとっての仕事]、[一般就労への思い]の4つの親コードに整理された。

まず、[当該事業所で働くきっかけ・動機]については、障害者就業・生活支援センターや法人の〈職員の紹介〉がきっかけであるほか、〈実習を経た〉、〈チラシを見て直接履歴書を送付〉があった。動機は非常に多様で、〈前の作業所よりお給料が良かった〉や、〈一般就労に近いと思った〉、〈病気等の治療のため、リハビリを兼ねて〉といったものがあった。そのほか、〈前の職場(作業所)で身体を壊して〉、〈前の職場(作業所)での人間関係が原因〉、〈前

の職場が不景気、廃業になって>といった前の職場での出来事が動機となったほか、<家から近かったから>という動機もあげられた。

2つ目の [仕事の苦労とやりがい] については、複雑な仕事を「覚えるのが大変(b)」だったり、「最初の頃は、朝が早かったから少し辛かった(n)」こともあった一方で、「当該事業所が自分を次のステップに押し上げてくれる場所になる(e)」、「今は、お茶を機械でやらせてもらってるので、まだその上の機械を使ってみたい(r)」と〈向上心、チャレンジ精神を持っている〉こと、「友達(他の従業員)といろいろ話をしたり、あと遊びに行ったり(m)」、「教えたりするのも勉強だったりするし、やっぱりいろいろといい刺激になる(g)」など、〈従業員同士の関係が良い〉ことがやりがいにつながっていた。

3つ目の[自分にとっての仕事] については、「ここら辺(地域)の障害のある手帳を持っている人とかには、憧れなのではないかな(a)」、「お茶がやはり、一般の企業並みにされているところ(w)」など、当該事業所での仕事に<誇りを持っている〉様子がうかがえた。一方、<働いて給料を得ることは生活に必要〉であり、<給料をもらう以上は責任を持って働いている〉ということであった。

4つ目の[一般就労への思い]については、 <今の職場で働き続けたい>ということもあった一方で、<今の仕事はステップアップの場> であり、<一般就労に向けて日々研鑽している >ことや、<機会があれば一般就労につきたい >という思いも少なくなかった。

#### 2)【仕事を通して得られたことと自分自身の変化】

このカテゴリーでは、[自分の職業能力を把握する]、[スキルを身につけた]の2つの親コードに整理された。

1つ目の[自分の職業能力を把握する] については、「できる(こと)だけではなくて、できんということも身に染みて分かった(f)」と、仕

事を通して〈障害、疾患を受け入れてきた〉こと、「何ができて何ができないのかっていうのが自分でわからないところがあったんですけど、そこでどのくらい自分ができるかっていうのも試せたりする(n)」と、働く経験を通して〈できること、できないことを見極める〉ことができたということであった。

2つ目の [スキルを身につけた] については、 <仕事の段取りが良くなった>ことや、<複数 の業務を体験できた>ことのほか、実際に身に つけたスキルを活かして<自家農園を始めた> こと、<料理の仕方を覚えた>ことなど、<仕 事で得たスキルが私生活に活かされている>と いうこともあった。

#### 3)【職場としての事業所のこと】

このカテゴリーでは、[生活に必要な場所]、[ステップアップのために知識や技術を学ぶ場所]、[働きやすい環境]、[事業所への期待]の4つの親コードに整理された。

1つ目の[生活に必要な場所] については、「理解があるからほっとするのと、見守られているという安心感がある(g)」、「ないと暮らしていけないし…(中略)…相談できる場所(j)」、また「居心地がいい(t)」というように、事業所が <よりどころ>になっている様子がうかがえた。

2つ目の [ステップアップのために知識や技術を学ぶ場所] について、「自分のスキルを結構学べる場所 (r)」であり、「ここで一回、実習とかして、働いてみて、で、次に行ったほうが、きっとやりやすい (k)」といったように、「自分を次のステップに押し上げてくれる場所 (e)」と捉えていた。

3つ目の[働きやすい環境] については、まず、職員が〈従業員を大切にしている〉ことがあげられるが、「話を聞いてくれるところ(a)」、「身体の心配をしてるところ(q)」であり、「障害者の目とか、みんなの目が行き届いてる(o)」ことなど、A型事業所が働く場でありながら福祉

サービスを受けられる場であることが垣間見えた。そのほか、〈従業員同士の関わり〉、特に X事業所やY事業所では従業員同士での〈職場 内の意見交換〉の場が設けられていた。

4つ目の[事業所への期待]については、〈賃金を底上げしてほしい〉、〈障害のある人たちが働いていることをPRしてほしい〉、〈今以上に職員と従業員(利用者)がコミュニケーションをとってほしい〉ということがあげられた。また、自分にとっても他の障害のある人たちにとっても〈さらなるステップアップの機会〉や、事業所としても〈新たなチャレンジ〉をしてほしい、そのためにも、「今の状態をずっと続けて欲しい(u)」ということであった。その中で、〈地域らしさ〉を大切にしながら、〈誇りある職場〉として〈働き続けられること〉などがあげられた。

#### 4) 【生活の変化】

このカテゴリーでは、[生活のリズムが整った]、[生活環境の変化]、[経済力に関わる変化]、 [他者からの承認]、[交友関係の広がり] の5つ の親コードに整理された。

1つ目の [生活のリズムが整った] については、「勤務時間も以前(B型事業所)より短くなったので、食事の準備もゆっくりできるようになりました(b)」、「前(学生時代)みたく、休まずに来れてる(k)」とのことであった。

2つ目の [生活環境の変化] については、次の経済力にも関連するが、「一人暮らしができるようになったこと (g)」、「障害者年金と給料とを合わせると生活が安定して、ワンルームマンションに住めるまでになりました (e)」、といった変化があった。

3つ目の [経済力に関わる変化] については、 当然ながら「(一般就労のときのほうが今よりも 給料が) 少し高かった (n)」が、給料が増えた ことで〈貯金ができるようになった〉、「収入が 増えて余裕ができるし、心の余裕ができる (g)」 ことで〈気兼ねなく消費できるようになった〉、 〈旅行をする機会が増えた〉ことや、〈大きな 買い物をすることができるようになった〉こと があげられた。また、〈新たに趣味を始めた〉、 〈友達と遠方の居酒屋に行く〉といったことも あげられた。

4つ目の [他者からの承認] については、仕事で覚えた料理を親戚に振る舞ったことで、「真似して作ったら喜ばれました (a)」ということや、「作業所に行っているよりも、X事業所だったら『ええとこ行っとるな、あの人いいな』ぐらいで、こういうこともやっぱり、世間体と言ったらあれなんですけど (e)」と、近所の方々からの見る目に変化を感じたということもあった。

5つ目の [交友関係の広がり] については、「他の人と喋れるようになった(k)」ことや、「今まで外に出るのを嫌がった自分がうそのように誰にでも社交的に話が明るくできるようになりました(e)」と、〈社交的になった〉ことのほか、食事や遊びに〈職場の仲間と仕事外で交流〉をするといったことがあげられた。

#### 5) 【地域にとっての事業所の役割】

このカテゴリーでは、[地元との関わりで期待する役割]、[地元との関わり・貢献]、[お客さんとの関係]の3つのコードに整理された。

1つ目の [地元との関わりで期待する役割] については、<地元(消費者)のニーズに応える>ために、「(地元の方やお客さんに) 喜ばれることをするということ(i)」、「地元の人たちのことを…(中略)…大切にしていった方がいい(c)」こと、<地元との関わり>を通して、「飯を食わなくてもいいけどちょっと行ってこよう(f)」というような<地元住民にとっての居場所>であってほしいということがあげられた。

2つ目の [地元との関わり・貢献] については、「農家さんだとか、いろいろな事業をされている方とかのつながりをすごく重んじて(b)」おられるなど、〈地域とのつながりを大切にしてい

る>ことがうかがえた。また、「一般の人に近いような、そういう会社(I)」として<障害者雇用の場づくり>に貢献されている様子も伺えた。そのほか、特にX事業所では「(事業所がなくなると)地元の農業の人だったりも困られるというか、成り立っていかないのではないかな(b)」ということや、「一個人を補助していくというか、助けていくのではなくて、地元の人たちの生活、大げさに言うと生活までも助けられるところなのではないかな(b)」と、<地域にとっての事業所の存在が大きい>ことがうかがわれた。

3つ目の [お客さんとの関係] については、く地元の知り合いが利用する>ことも多く、「お客さんが、いろいろと… (中略) …声掛けてくれて、… (中略) …そういうのが非常に励みになる (i)」、ときには、「コンビニや公民館とか行って顔を見る (i)」こともあるということであった。このことは、「おいしいって言ってくれるから。だから、もっと頑張ろうって思います (k)」と、仕事の動機づけにもなっている様子も伺えた。 Z事業所では、事業内容もあって<イベントのときくらいしか交流はない>とのことであったが、総じて、くお客さんのことを大切にしている>様子が伺えた。

#### 6)【移住・定住について】

このカテゴリーでは、[定住志向]、[移住志向]、 [住み続けるうえでの課題] の3つのコードに整 理された。

1つ目の [定住志向] については、「両親がおるさかいに、取りあえず、親のところで(1)」ということや、「知らないところでいると、自分が寂しい思いをしないといけない(q)」と、<今の地域を出たくない>という様子がうかがわれた。中には、「妹が身体障害者なので、地元にいて妹のことも見てあげんと(c)」ということもあった。

一方で、2つ目の [移住志向] については、「(都市部) のほうがいろいろたくさんお店もあるの

で、近くにあったらすぐ買いに行ける(j)」、「(都市部)で、一般就労で働いてみたいなぁっていうことは、考えたことはあります(j)」、「今は、親がちょっと働けんで、地元に親と一緒にいます(h)」ということであった。

3つ目の [住み続けるうえでの課題] については、「(近くに買い物できる場所があったらいいと) 思ったりするときはある (p)」が、〈慣れれば (それが) 当たり前〉になっているということであった。一方で、「田舎ではなかなか就職先がない (h)」と、そもそも就職先が限られる現状もうかがえた。

#### 4. 考察

ここでは、3つの事業所が、地域社会との関わりを含めて過疎地域でいかに障害者のより良い就労と暮らしに影響を与えているか、そこで見えてきた課題とともに考察していく。

まず、[定住志向] に現れていたように、今回の調査対象者の多くが、理由はさまざまあるものの今の地域に住み続けたいと考えていた。そして、そのためには、〈働き続けられること〉が必要であること、そして、単に働く場があれば良いということではなく、〈働いて給料を得ることは生活に必要〉であるということについて、障害者本人らからも語られたことを重く受け止めておく必要がある。

次に、良き就労機会を得ることが暮らしの充 実度を高めるという中尾の論考は、本研究においても同様の傾向が見られたと言えるであろう。 とりわけ、中尾の研究がB型事業所を対象としたものであったのに対し、本研究で対象としたA型事業所では最低賃金が保障されていることから、一定額の給与を得ることがより一層の働きがいを醸成し、より生活の充実、選択肢の広がりを見せていることがうかがえた。過疎地域であっても、最低賃金を保障された働く機会と権利が保障されることが、暮らしにも好影響を与えていると言えるであろう。もちろん、背景 には〈従業員同士の関係が良い〉という環境づくりもふくめて、〈従業員を大切にしている〉という福祉サービス事業所としての職員の存在も欠かせない。この点も、「福祉支援」と「経済活動」の両者を同時に追求するスピルオーバー理論(staines1980)が成り立つとする中尾の論考(中尾 2017:244)と共通する。

また橋川らの研究成果にあったように、[地元との関わり・貢献] やくお客さんのことを大切にしている〉という [お客さんとの関係] も、働きがいや生活の安定に関係していることが、質的データからもうかがえたことは、新たな知見として有用ではないかと考える。

一方、課題としてあげられることは、そもそも 就労困難と言われる人たちが最低賃金を得て働 ける就職先が限られるということであろう。実 際、X事業所のある自治体には他にもう1カ所 A型事業所があるが、Y、Z事業所のある自治 体には一力所のみという現状である。このこと は、そこですでに働いている障害者の働く権利 と機会は保障されている一方で、他の働くこと ができる障害者のニーズに応えきれていない可 能性がある。また、仮に現在、各事業所で働い ている人たちも、例えば職場の人間関係等でト ラブルが生じ仕事を辞めたいと思ったときに他 の選択肢があるということが、真に住み続ける ことと働く権利を保障していくことになるので はないだろうか。選択肢という点も含めて、冒 頭で触れたように、条約の批准国として当然な がら政府や行政の役割が決して十分に果たされ ているわけではないことが背景にあることを指 摘しておきたい。また、本稿では深く追求しな かったが、本研究の対象を社会福祉法人に限定 したように、社会福祉法人の地域社会への貢献 の一環としての役割も期待されていると言える であろう。

#### 5. おわりに

本研究を通して、過疎地域において社会福祉

法人が運営するA型事業所での就労が、そこで働く障害者の暮らしに良い影響を与えていることが明らかとなった。研究課題としては、そもそも条件不利地域と言われ、営利組織も行政も十分なサービス提供体制を整備することが困難とされる過疎地域においてどのように持続可能な経営を行っているのか、また今後も維持、継続していけるのかについて明らかにしていくことが必要であると考える。

また、本研究では地理的条件等が全くことなる3つの事業所を取り上げ、比較的普遍的なコードの抽出、カテゴリー化を通して分析を行なってきたが、個々の事業所ごとに分析していくことで、それぞれのより具体的な地域の課題や方策等を見出すことに貢献できるかもしれない。これらは、今後の課題としたい。

最後になったが、本調査においてインタビューにご協力いただいた各事業所の従業員のみなさま、また調査のご調整等でご協力いただきました各法人・事業所の役職員のみなさまにこの場をお借りしてお礼申し上げたい。

#### <注 釈>

- 1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 に規定する市町村、第33条第1項の規定によ り過疎地域とみなされる市町村、第33条第2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を 有する市町村のことを指す。
- 2) 結城清吾 (1970:210) や中嶋信 (2010: 158) をもとに整理している。
- 3) 厚生労働省「平成30年度工賃(賃金)の実績について」

(https://www.mhlw.go.jp/content/122000 00/000571834.pdf, 2020.12.25) より。

- 4) 文科省科研 基盤研究 (B) 「社会参加と社会貢献に寄与する『社会起業』と地域再生に関する実証的地域福祉研究」(研究代表: 牧里毎治) (2011 ~ 2013) の一環で実施。
- 5) 文科省科研 基盤研究 (B) 「レジリエントな職域社会を形成する社会起業型コミュニ

ティワークの実証的・開発的研究」(研究代表: 牧里毎治) (2014 ~ 2016) の一環で実施。

- 6) X事業所については、過疎関係市町村として指定はされていないが、県庁所在地からの距離が遠く、かつ周辺市町が全て過疎関係市町村の指定を受けていること、近年の人口減少傾向や財政力指数等の状況から同等の状況にあるものと判断し、事例対象とした。
- 7)欧州を中心に就労困難な人たちに対して働く場を提供する事業体として労働統合型社会的企業が注目されており、日本においてはA型事業所がその一つの形態であるとされている(米澤 2011;塩津 2014;塩津 2016 など)。そして、内閣府による「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査報告書」では、「事業収益の合計は収益全体の 50%以上である」ことが社会的企業の要件の一つとされている(内閣府 2015:3)。
- 8) 佐藤は、演繹的アプローチと機能的アプロー チを併用しても一向にかまわないという立場 をとっている(佐藤 2008:93-94)。

#### <参考・引用文献>

- 朝日雅也(2014)「知的障害者が地域で暮らす権利保障と社会福祉の支援 就労支援施設の果たす役割-」『社会福祉研究』120, 117-125.
- 橋川健祐 (2018)「過疎地域再生をめざす地域 福祉研究の課題と展望について:「住み続ける 権利」の視点から考える」『福祉社会開発研究』 13.61-69.
- 橋川健祐(2019)「過疎地域再生における社会福祉法人の地域貢献の可能性について:CSVの観点から考える」『金城学院大学論集 社会科学編』15(2),11-22.
- 橋川健祐・竹内友章・川島ゆり子・ほか (2019) 「就労継続支援事業A型事業所と地域社会との関わりに関する研究」『Human welfare』11 (1),181-192.
- 井上英夫(2012)『住み続ける権利—貧困, 震災 を超えて』新日本出版社。
- 丸山東人(2015)「過疎地に暮す身体障害者に対する生態学的探求: ヘルスプロモーションの観点から」博士論文.
- 中嶋信(2010)「集落再生の論理と運動―各地取り組みに学ぶ―」中嶋信編『集落再生と日本の未来』自治体研究社 147-169.
- 中尾文香(2017)『障害者への就労支援のあり方についての研究:就労継続支援B型事業所をフィールドとした混合研究法による考察』風間書店.
- 佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法―原理・方法・実践』新曜社.
- 塩津博康(2014)「障害者の保護的就労に関する 実証研究の動向と課題:文献レビュー」『職業 リハビリテーション』27(2),2-11.
- 塩津博康(2016)「就労継続支援A型事業所における効果的な実践方法の検討:成果と関連性の高い実践の要素は何か」『社会福祉学』56(4), 105-116.
- 総務省(2018)「『田園回帰』に関する調査研究

#### 報告書」

- (https://www.soumu.go.jpmain\_content/000538258.pdf, 2020.12.25).
- 総務省 (2019)「平成 30 年度版 過疎対策の現況」 (https://www.soumu.go.jp/main\_content/000666987.pdf, 2020.12.25).
- Staines, G.L. (1980) Spillover versus compensation. A review of the literature on the relationship between work and nonwork, Human Resources 33,111-129.
- 矢島まきえ・小林亜由美・梅林奎子・ほか (2003) 「人口過疎地域における精神障害者の社会復帰 支援体制の課題」『群馬パース学園短期大学紀 要』5 (2),303-310.
- 結城清吾(1970)『過密・過疎』三一書房.
- 米澤旦(2011)『労働統合型社会的企業の可能性一障害者就労の社会的包摂へのアプローチ』 ミネルヴァ書房.

# 福祉サービス第三者評価調査者から見た 保育所での災害への取り組みの様相

愛知学院大学 心身科学部 会員番号 007440

## 城戸 裕子

Welfare service Third-party evaluation Surveyor's view of disaster response at nursery schools

#### **Abstract**

The purpose of this study is to clarify the aspect of disaster response at nursery schools from the perspective of a third-party evaluation researcher of welfare services. The evaluation results and evaluation comments were taken up, and analysis was conducted using a text mining method, targeting 1,147 business establishments in Tokyo.

As a result, it was clarified that the viewpoints of disaster risk management evaluation are "regular training", "disaster response and BCP formulation", and "manual and staff behavior".

#### **Keywords**

text mining, nursery school, risk management

#### I.緒 言

昨今の子ども達を取り巻く環境は、日々変容している。現在は、新型コロナウィルス(以下、COVID-19)感染拡大防止の中、未知で未解明なことの多いウィルスへの脅威、感染防止のため、教育や遊びの場が制限されているなど、子ども達は大きなストレスを抱えることになった。合わせてわが国は、地理的特性から自然災害が多発する特性を持ち、発災とその影響は予測困難である環境となっている。自然災害は、発災直後からライフラインの停止、建物などの損壊、

最悪の場合、人命が失われるなど甚大な被害を 人々にもたらす。特に大都市における自然発災 は、人口や社会的機能の密集により、大きな被 害につながる。

内閣府によると首都直下型地震は、過去の経験から発災の切迫性が予測されている。

災害対策基本法では、災害弱者への支援が明記されているが、混乱の中でそれらが十分に機能するのは困難な状況といえる。また災害弱者のうち乳幼児は、指示に対する理解力の乏しさや危険への認識力、理解力も乏しいといえる。

さらに行動の殆どを大人へ依存することも多く、 安全保護対策に十分な配慮が必要であるといえ る。

乳幼児が日中の多くを過ごす場所である保育 所の災害時の対策について厚生労働省は、「児童 福祉施設等における利用者の安全確保及び非常 災害時の体制整備の強化・徹底に ついて」通 知を行っている。

2018年改訂の保育所保育指針では、保育所の 位置づけを「被災者をはじめとする地域住民の 生活の維持や再建を支える役割」として示し、「子 どもの生命を守るために、災害発生時の対応を 保護者と共有するとともに、平時からの備えや 危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係 機関と連携しながら進めることが求められる。」 と記している。その実現のために緊急時の対応 の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難 訓練計画等に関するマニュアルの作成を明示し ている。

さらに経済産業省の「想定外からこどもを守る保育施設のための防災ハンドブック 2」によると、東日本大震災時、東北で被災した保育所は722カ所、津波などで全半壊した保育所は78施設、乳幼児が亡くなったのは、1施設であると報告されている。津波発災時「非常時は保護者に」という常識に従い、保護者に引き渡し後に死亡、行方不明となった子ども達が111名との記録が残されており、適切な対応であれば助かったであろう子どもの命が失われたことの重さを忘れてはならないと考える。

#### Ⅱ. 先行研究からの動向と研究の位置づけ

災害関連研究では、災害後の心的外傷後ストレス障害(以下、PTSD)や心的外傷(トラウマ)などの災害が及ぼす心理的影響に関する研究が多く散見できる。

保育所の防災並びに災害時に関する先行研究 について「災害・保育所」をキーワードに国立 情報学研究所(CiNii)の検索では、東日本大震 災発災以降 2011 年~ 2019 年で 40 の論考が確認できた。アレルギーや栄養に関する論考、災害時の職員並びに児の PTSD に関する論考等も確認できた。

40 の論考のうち、災害マニュアルや防災対策の論考は、以下である。

野島らは、災害時の取り組みとして、東北3県と関東3県の防災マニュアルの整備状況を調査し、自治体マニュアルと各事業所マニュアルの関係性や共有化の必要性を述べている。(野島ら2012).また、清水らは全国の幼保施設、幼稚園・保育所・認定こども園における災害マニュアルの実態を精査し、マニュアルの有無、対応状況、内容の研究では、防災マニュアルの約8割が地震の想定であり、保育所は幼稚園との比較から防災対策内容を詳しく記載していることを明らかにしている。(清水ら2016).

本多らは、全国の幼保施設を対象にした防災対策の内容に関する調査研究で、保育所、幼稚園、認定こども園の災害リスク認知と防災対策の傾向の類似があり、施設のタイプでの違いが認められないことや保育所の防災対策の充実を明らかにしている。(本多ら 2019).

先行研究を概観すると災害時に備えた保育所の安全の対策の取り組みの様相を明らかにした 論考は、少ないことが確認できる。

保育所の設置数は、社会福祉施設の中で最も 多く、厚生労働省の 2018 年社会福祉施設等調査 の概況によると 27,951 ヶ所である。最も設置が 多い都道府県は、東京都で 2,856 ヵ所である。

わが国の首都である東京都は、社会的機能の中枢を担っていること、人口密集度が高く、近隣他県のみならず全国、諸外国からの人の往来も激しい。また、保育所以外の社会福祉施設設置数も多い。仮にこの大都市である東京都で自然災害発災が発生した場合、その被害は広範囲並びに大規模になることが予測される。このことから筆者は、東京都の保育所の設置数を鑑み、その被害を想定し、災害弱者である子どもを守

る保育所の災害時の取り組みの様相を明らかにしたいと考えた。

本研究では、それらを客観的に概観する方法として福祉サービス第三者評価(以下、第三者評価) 公表結果に着目した。第三者評価は評価結果において、評価項目に対する評点と評価者コメントが詳細に示されるため、専門的知見を持った客観的な意見として考察することが可能となるといえる。

第三者評価とは、社会福祉法人等の事業者の 提供するサービスの質を当事者以外の公正・中 立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場か ら評価する事業であり、厚生労働省が2004年5 月「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 を発出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会が 全国の推進組織として、評価基準ガイドライン を示している。

東京都は先駆的に2003年から開始し、独自 の補助金交付の仕組みの整備を行い、受審率で は全国一位である。また、調査評価者は、平成 30 年度 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 各都道府県推進組織の運営等の状況の評価調査 者の養成状況で、全国に13,881 名の評価調査者 が存在しており、都道府県の中で最も多い調査 評価者を有するのは東京都の3,026名でもある。 評価調査者の要件は、「組織運営管理業務を3年 以上経験している者、又はこれと同等の能力を 有していると認められる者」、「福祉、医療、保 健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務 を3年以上経験した者」のいずれかで、都道府 県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し た者で、実際の第三者評価は、3名以上で福祉サー ビス、組織マネジメント分野について利用者調 査の実施、評価結果報告書の作成まで一貫して 行うこととなっている。

第三者評価は、全国社会福祉協議会が標準ガイドラインを示しており、第三者評価基準項目については、①全国共通の第三者評価基準ガイドラインと同様、②ガイドライン等を踏まえ独

自に設定しているがあり、東京都は後者になる。 評点は、該当しているか非該当であるかという 点を示しており、評価者コメントは評点の根拠 や事業者の取り組みなど 具体的な内容につい て、詳細に記することになっている。そのため 評価項目と合わせて、評価者コメントについて は、評点では表現しきれなかった事業者の実態、 課題、サービスの質などが記載されており、東 京都版は各講評項目について1つ以上の入力を 行うという特徴を持っている。

また東京都版はリスクマネジメントに関して、 リスクマネジメント(狭義)と合わせて、クラ イシスマネジメント(危機管理)を含めて評し ているという特徴も持っており、それらを網羅 した結果が評価者コメントに反映されている点 にも着目した。

リスクマネジメント評価項目は、組織マネジ メントの共通評価項目4に位置づけられている。 具体的には、「リスクマネジメントに計画的に取 り組んでいる」の大項目の中に「事業所として リスクマネジメントに取り組んでいる」の中項 目、さらに小項目として「事業所が目指してい ることの実現を阻害する恐れのあるリスク(事 故、感染症、侵入、災害、経営環境の変化など) を洗い出し、どのリスクに対策を講じるかにつ いて優先順位をつけている」、「優先順位の高さ に応じて、リスクに対し、必要な対策をとって いる」、「災害や深刻な事故等に遭遇した場合に 備え、事業継続計画(以下、BCP)を策定して いる」、「リスクに対する必要な対策や事業継続 計画について職員、利用者、関係機関などに周 知し、理解して対応できるように取り組んでい る」、「事故、感染症、侵入、災害などが発生し たときは要因及び対応を分析し、再発防止と対 策の見直しに取り組んでいる」の5項目をあげ ている。

本研究では、リスクマネジメントに付随する 評価調査者コメントを質的データとし、テキス トマイニングの手法を用いて内容分析を行い、 東京都の保育所の第三者評価調査者(以下、評価調査者)が見た保育所の災害時の取り組みの様相を明らかにするという着想に至った。

#### Ⅲ.研究の方法

#### 1. 研究の目的と調査対象

本研究の目的は、福祉サービス第三者評価調査者が見る保育所の災害時の取り組みの様相を明らかにすることである。対象地域は、東京都である。本研究では、都市圏内での災害の取り組みを明らかにするため、都市部の保育所を対象とした。そのため、陸路交通網地域である都区内市町村の保育所と認証保育所A型・B型の第三者評価結果を分析対象とした。船便や空路という特殊な交通移動を伴う島嶼地域は、対象から除外した。

とうきょう福祉ナビゲーション (以下、福ナビ)で公表されている受審結果のリスクマネジメントの評価項目とそれらに付随する評価調査者コメントを分析対象とした。

対象保育所並びに認証保育所 A 型・B 型は、 2019 年 4 月から 2019 年 12 月時点で評価結果 が公表されている 1,147 事業所であった。

#### 2. 分析方法

分析方法は、樋口らが開発した KH-Coder3 を採用し、テキストマイニングの手法を用いた。テキストマイニングは、自由記述の文書データを定量的な方法で分析し、意味のある情報や特徴を見出すことができる手法である。評価調査者コメントは、定性的なテキスト情報であるため、テキストマイニングの手法により、数値化を図り、定量的分析を行うことで、人が読むだけでは得られない情報を可視化することが可能となる。テキストデータは形態素分析を行い、語の共出現の共起ネットワーク分析にて可視化を行った。

これらの質的データの分析は、評価調査者資格を有し、実際に複数回の評価経験のある研究

協力者複数名と語と語のつながりによる関連性、 共起関係などを合わせて見るとともに原文での 文脈チェックを原文と照らし合わせながらの解 釈と内容精査を行った。

#### 3. 倫理的配慮

本研究においては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定とそれにもとづく研究ガイドラインを遵守し、以下のように配慮を行った。本研究で分析対象とした第三者評価受審結果のデータは、広く公表されており、データ収集にあたる倫理上の問題は、発生しないと判断される。ただし、分析対象とするテキストデータの中に施設名称、固有名詞が確認されたため、これらについては施設名や個人が特定されないように分析を行った。

尚、本研究は愛知学院大学心身科学部倫理委 員会の承認(承認番号 1910)を得ている。

#### Ⅳ. 結果

調査対象事業所 1,147 事業所のうち、「リスクマネジメントに計画的に取り組んでいる」の評価項目全般について、複数名で内容精査を行った。結果、「優先順位の高さに応じてリスクに対し、必要な対策をとっている」の項目に着目し、この評価項目について、「あり」と評価された事業所を「災害への取り組みが行われている」と判断した。この項目に「あり」と評点がついた事業所は、1,087 事業所であった。1,087 事業所の評価調査者コメントの記述は 5,752、総抽出語158,353、異なり語数 3,954 であった。評価者コメントから単語の特性を検証するため、頻出回数 200 回以上の語の抽出を行ったところ、142 語が該当した。

本研究では、災害時の取り組みについて明らかにするため、これらの結果から抽出語句から災害に関連しない語の抽出を行う必要がある。 抽出語句について、前後の文脈と合わせて語がどのように使用されているかの読み合わせと内 容精査により、語の取捨選択として「事故」、「感染症」、「不審者侵入」、「経営環境」、「実習生」などの語を除いた。また BCP は、「事業」、「継続」、「計画」の三語に分けて表出されたため、強制抽出の語として指定を行い、避難訓練についても「避難」と「訓練」と二語に分かれたため、同様の設定を行った。抽出語上位 20 語を表 1 に示す。

表 1. 抽出語上位 20位

No	抽出語	出現回数
1	職員	3665
2	対応	2480
3	行う	2327
4	災害	2055
5	対策	1977
6	マニュアル	1947
7	訓練	1725
8	安全	1403
9	実施	1323
10	子ども	1252
11	確認	1160
12	保育	1142
13	作成	1003
14	園内	970
15	計画	950
16	避難訓練	891
17	共有	835
18	周知	810
19	想定	803
20	法人	792

最も抽出の多かった語は、「職員」であり、次いで「対応」、「行う」であった。

災害種別の抽出順位は、地震は 14 位、火災は 21 位に出現し、水害は、64 位であった。抽出 語句について最小出現数 200 回と設定し、チェックされた 142 語から共起ネットワークを作成した。(図 1)

共起ネットワークでは、出現回数が図形の大

きさに比例し、共起性、関連性は、図形の位置 や近さではなく、線の接続の有無と線の太さで 表現される。共起が確認できた語は、「災害」、「事 業継続計画」、「避難訓練」、「想定」、「対策」、「安 全」、「対応」、「訓練」、「防災」、「職員」、「計画」、「地 震」、「火災」であった。

共起ネットワーク作成後、『災害』との関連語 句検索を行ったものを図2で示す。

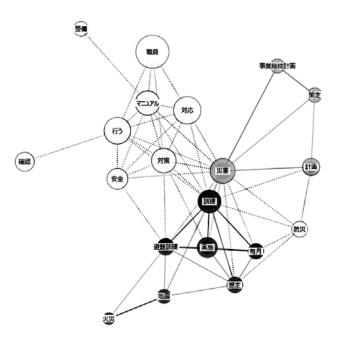


図 1. 共起ネットワーク

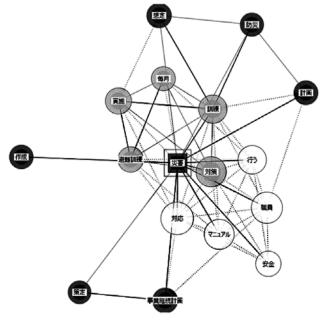


図 2. 「災害」と関連する語句

災害と共起が強い語句は、「対応」、「職員」、「対策」、「マニュアル」、「行う」、「訓練」の順となった。KH-Coder3の中では、KIWCコンコーダンスという仕組みがある。原文の中で抽出語句が前後の文脈と合わせて、どのように使われているかを確認できるもので、その仕組みから特定の語句の前後にどのような語が多く含まれているかも確認した。個々の語句の出現での特徴的な記述をあげる。

抽出回数が多い「職員」という語句の評価調査者のコメントでは『職員間での意識向上、共通認識を行っている』、『職員の気づきを活かした安全対策への取り組み』という記述が確認できた。

「対応」の語句の評価調査者のコメントからは、『対応マニュアルを作成している』、『地震発生時対応手順書、火災発生時対応手順書等を作成して、対応方法の統一を図っている。』が確認できた。「マニュアル」という語句は、抽出語上位6位に出現しており、マニュアル整備は、多くの保育所並びに認証保育所で取り組まれているといえる。評価調査者のコメントでも、『マニュアルなどが整備され、地震・火災・防犯など様々なリスクに関する連携フローが用意されています。』、『防災マニュアルが作成されており、定期的な避難訓練が行われている。』という記述が確認できた。

「対策」の語句の評価調査者のコメントは、『災害リスクの対策については優先順位をつけることを検討されたい』、『リスク、災害、対策との強化を望む』の記述が確認できた。

評価調査者がマニュアルについての整備を評価している一方で、対策の実際についての不足や不備を指摘していることが確認できた。「行う」については、『毎月の防災訓練を行う』、『消防・警察・行政など関係機関とも連携して毎月の避難訓練を真剣に行い、緊急時のシミュレーションも行っている』という具体的な「動」を表現している記述が確認できた。

「訓練」の語句の評価調査者のコメントは、『避難訓練については、図上訓練、地震訓練、火災訓練など災害の想定を変更して訓練を行っている』、『様々な災害リスクに備えて事業継続計画を策定、目的、基本方針(大規模災害)を定め、地震については発生した場合、発生後、園長と職員の行動などを詳細に手順化しています。』の記述が確認できた。

共起の強さをより明らかにするために図1の 共起ネットワークについて、最小スパニング・ ツリーを上位20と設定した結果を図3で示す。 最小スパニング・ツリーから「定期的訓練の実 施」、「災害に対する対策とBCP策定」、「マニュ アルと職員の行動」、「火災と地震」の様相を確 認できた。

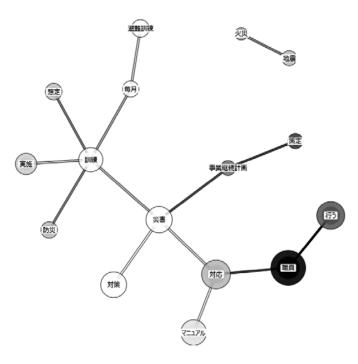


図 3. 最小スパニング・ツリー(上位 20)

#### V. 考 察

## 1. 評価調査者から見た避難訓練の現状 〜火災と地震〜

保育所は災害時対応として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに消防法にも定められているように定期的な避難訓練の実施義務がある。また東京都は、認証保育所A型・B型に東京都認証保育所事業実施細目で、「避難・消火訓練を月1回以上実施するとともに地震想定訓練も実施すること」と定めている。

そのため、評価調査者コメントによる共起ネットワークで、「災害」と「避難訓練」、「訓練」の語句間での強い共起が生じたのは、当然の結果ともいえる。また、改訂版保育所保育指針では、「火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること」と明記されている。

このことから、避難訓練時の災害種別を火災と地震の想定を主としており、その出現が多く認められることになったともいえる。過去のわが国で発生した自然災害においても、地震発災後には火災が出現する事象も多く確認できる。

保育所並びに認証保育所でも災害発災想定場面は、それらの状況が設定され、評価調査者が評点並びにコメントにつなげたことが考えられる。コメントにおいても『火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施している』、『地震、火災は避難訓練、消火訓練を実施している』など地震と火災の二語を併用した記述が多く散見された。

これらのことから保育所での避難訓練の多くが、単発的な発災想定ではなく、複合的災害訓練に取り組んでいる施設が大多数であると考えられる。

# 2. 評価調査者から見た避難訓練の現状 ~ 水害対策と施設立地~

災害は、様々な様相を呈するため、訓練には

状況設定が重要であると考える。

本研究での災害種別関連語検索として、水害は64位とやや下位に出現している。このことは、保育所の立地環境と関係があると考える。共起ネットワークからの最小スパニング・ツリー表示において、地震と火災には共起が示されているが、水害との関係性は確認できなかった。

東京都は、大雨による水害の危険性についての事前の備えや避難に役立てるために浸水が予想される区域を表示した浸水予想区域図を作成している。これらは、都が管理する全河川(島嶼を除く)を対象として東京都を14区域に分けて示している。

浸水予想区域図は、川から水が溢れることで 浸水する現象である外水氾濫と下水道管の詰り や窪地に水が溜まることで浸水する現象である 内水氾濫の両方を示している。

都市部での水害は、1959年の伊勢湾台風以来の被害ともいわれる2000年9月の東海集中豪雨により、名古屋を中心とした都市圏の甚大な浸水被害が教訓となっている。

都市圏で水害が発生した場合の被害は、浸水のみならず、地下鉄や地下街等の地下空間浸水、停電、通信機器の不通、ライフラインの機能低下、公共交通機関の機能の混乱等を招く。多くの人が行きかう市中で人の動きが滞り、普段は便利で快適、速度のある都市機能が一瞬で麻痺状態をもたらすことが明らかになっている。

しかしながら昨今、東京都では地価高騰や敷 地の確保の困難さと合わせて、交通の利便性か ら保育所が市中のオフィス街ビル内の設置であ ることも見受けられる。浸水は高低差によって 状況が決まっていくことから、それらの立地を 想定するならば、保育所での水害に対する意識 が下位に位置したことも理解できる。一方、過 去の水害からの対策が施されている河川整備や 下水道整備が行われている地域においても、気 象状況の予測できない変動により、施設整備の 目標水準を上回るような豪雨被害が近年確認で きる。

これらのことから保育所の災害対策では、水 害の発災も含め立地する地域特性を視野に入れ た避難訓練の在り方並びに地域ハザードマップ の確認も取り入れられるべきと考える。

#### 3. BCP の策定への取り組みの現状

「災害や深刻な事故等に遭遇した場合に備え、BCPを策定している」に評点がつかなかったのは、68事業所であり、対象事業所1,147事業所に占める割合は5.9%であることから多くの事業所がBCPを策定しているということが明らかとなった。BCPは、組織が自然災害、大火災、深刻な事故など業務停止を余儀なくされるほどの緊急事態に対しての平常時に行うべき活動や手段での取り決めのことである。

BCPと類似するものに、防災計画がある。防災計画は、災害を原因とする被害を防ぎ、復旧を目指すための計画であり、BCPは災害での実際の被害が生じた後、事業所の活動の継続や早急な復旧を目的としていることの相違がある。双方の計画は、事業所のリスクマネジメントには必要不可欠であるといえる。本研究では、BCPの策定の有無は評点で確認はできたが、その詳細な内容については評価調査者コメントから、確認ができなかった。

災害時は、避難所生活を余儀なくされる場合もある。避難所は、主に体育館や公民館、集会所などの空間で、多くの地域住民が制限された中での生活を強いられる。今回のCOVID-19をはじめとする感染症発生時には、他者との適度な距離感を保つことの難しさも予測される。

また、特に乳幼児は、抵抗力や体力も成人と比較すると弱いことから、感染症に罹患しやすく、治癒にも時間を要することが予測される。さらにアレルギー対策も必要となると考える。災害弱者である位置づけと合わせて、避難や避難場所での感染症対応、アレルギー対策などが保育所の取り組みとして位置づけられることが必要

と考える。

#### 4. 災害対応への職員の役割

災害時に最も重要な役割を果たすのは、職員であるといえる。頻出語が最も多かったことからも、その果たすべき役割の大きさを読み取る評価調査者コメントが多く散見できた。

具体的には、『職員間での意識向上、共通認識を行っている』、『職員の気づきを活かした安全対策への取り組み』という記述が確認できる。職員の危機管理意識や保育の実践取り組み、気づきが災害時の被害を最小限とすることにつながると考える。

評価調査者コメントからの共起ネットワークにおいて、「職員」と「行う」、「対応」、「マニュアル」の強い関係性が確認できる。職員の行動という「動」の部分とその根拠となる「マニュアル」の存在が必要であると考える。このことは子どもが安心、安全に過ごせるような役割を職員が担っており、命を守る砦として重要な存在であることが確認できる。

第三者評価では、「失われない命」につながる 安全保護対策の姿勢と取り組みと有事の際、重 要な役割を担うのは、職員であることを評価調 査者が注目して評価を行っていると考えられる。

# 5. 災害に対する取り組みに対する評価の軸となる視点

共起の強さを明らかにするために、共起ネットワークから最小スパニング・ツリーを上位 20 と設定した結果から、「定期的訓練の実施」、「災害に対する対策と BCP 策定」、「マニュアルと職員の行動」、「火災と地震」の様相を確認できた。

東京都福祉サービス第三者評価では、毎年、継続研修を行い、その年の第三者評価ガイドブック (以下、ガイドブック)を研修参加者である評価調査者に配布している。ガイドブックでは、評価項目の確認ポイントが記されている。東京都の場合、リスクマネジメントについては、リ

スクマネジメントとクライシスマネジメント(危機管理)を含めた評価が求められている。そのため、本研究での評価コメントとして、「定期的訓練の実施」、「災害に対する対策とBCP策定」、「マニュアルと職員の行動」、「火災と地震」の様相が出現したと考える。

調査評価者は一定の要件を満たし、既定の研

#### 6. 福祉サービス第三者評価者のスキル

修受講を経て、専門的知見も持っているが、一方で評価調査者のスキルは、評価経験が影響する。 保育分野に限らず、第三者評価の受審率が低いことは、調査評価者の評価経験が少ないことにつながる。評価経験が少なければ、評価の質の向上につながらない。受審結果は、評価調査者並びに評価機関と受審施設との合議の元で公表されるため、双方の見解の齟齬はないといえる。一方で評価の着眼点は一定の基準が存在するものの、評価調査者の評価経験値が受審施設への評点や評価コメントへの記述に影響すると

東京都は評価調査者に対し、厳しい研修規定を設けていることから評価経験がない評価調査者が存在しないことで、一定の評価スキルの保持が担保されている。しかしながら良い取り組みや事業所独自の取り組みが行われているにもかかわらず、評価調査者が評価経験不足により、サービスの視点や気づきとして着目しなかった場合、保育所現場もそのことに気づかず、標準的な評点のみが評価されても独自な取り組みが評価コメントに表出せず、潜在化してしまうと考える。本研究では、評価調査者のスキルについては言及しなかったが、今後、着目していくことが必要であると考える。

#### VI. 結 語

も考えられる。

本研究では、福祉サービス第三者評価から見た保育所の災害時の取り組みの様相について明らかにすることを目的とした。

結果として、評価者コメントから多くの保育所において「定期的訓練の実施」、「災害に対する対策とBCP策定」、「マニュアル整備と職員の行動」という様相が示された。このことから東京都の第三者評価受審の保育所では、災害への取り組みが、保育所保育指針並びに第三者評価の評価基準に基づいて適切に行われていることが概観できたといえる。

第三者評価における保育所の受審は任意であり、全国の受審率は、2018年度全国社会福祉協議会の受審数等の状況では、全国施設数23,573ヶ所のうち、1,648ヶ所である。本研究の対象保育所は、1,147ヶ所であることから、ほぼ東京都の保育所がその割合を占めていることとなる。しかしながら東京都の保育所の災害に対する取り組みが、わが国の保育所の全体像を示しているわけではない。

また、東京都福祉保健局の統計によると 2018 年度の保育所設置数は、2,811 ヶ所で今回の福ナ ビからの受審結果から分析対象となった事業所 は、そのうちの 1,147 事業所である。

今回対象とした事業所は、陸路交通網地域である都区内、市町村の保育所と認証保育所である。移動手段が船便や空路であり、人の往来が比較的安定している島嶼地域を除いた。

これらから研究の限界として、本研究の知見は東京都の保育所並びに認証保育所A型・B型の災害時の取り組みの全体像を呈しているとは必ずしも言いきれず、結果の安定性や一貫性には至らないことをあげる。東京都の特性として、過去に火山噴火により全島避難となった三宅島などの島嶼地域、さらに都心部と比較すると交通網が脆弱な山間地域も存在することをふまえるならば、特有の地理的要因や地域特有の気象変化と密接に関連した災害への取り組み方法も含めて精査、確認することも、今後の課題であるといえる。

自然災害は予測が困難であり、想定外という文 言で示されることから影響は予測不能で、発生 直後からライフラインの停止、住居の損壊、最 悪の場合、人命が失われるなどの甚大な被害を もたらすことは明らかである。特に災害弱者で ある人々の声は弱く、その命を守り、安心、安 全の確保と保障に結び付けることは、社会福祉 での喫緊の課題でもある。

本研究で得られた知見と合わせて、災害弱者である人々が時間と空間を共にする社会福祉施設において、そなえの視点をふまえた災害時の人的、物理的取り組みについて、現場へのヒアリング、マニュアルの精査、避難訓練の見学などを取り入れ、多角的視点から安全と安心が得られる防災の在り方を精査する必要があることも示唆される。

尚、本稿は日本保育学会第73回大会発表「福祉サービス第三者評価から見える保育所での災害時の備え」のうち、新たに「災害」という語句を中心とした分析を行い、論文化したものである。

#### 文 献

- 1) 厚生労働省 (2014), 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」, 雇児発第050700 号, 社援発第0507001 号, 老発第0507001 号.
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇 児総発0909 第2号2016.9.9), 児童福祉施設等 における利用者の安全確保及び非常災害時の体制 整備の強化・徹底について.
- 3) 厚生労働省保育所保育指針 (2018), (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-oyoukintoujidoukateikyoku/000016000 0.pdf, 2020. 5. 2).
- 4)経済産業省(2012)、『想定外からこどもを守る保育施設のための防災ハンドブック2』経済産業省.
- 5) 災害対策基本法,第八条 二項 十五.
- 6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 , 第 六条 .
- 7) 清水益治・千葉武夫 (2016), 「幼稚園・保育所・ 認定こども園における災害マニュアルの実態」, 『帝 塚山大学現代生活学部紀要』, 12, 75-84.
- 8)消防法,第八条.
- 9) 全国保育協議会 (2013) 『東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」子どもたちを災害から守るための対応事例集』.
- 10) 全国社会福祉協議会政策企画部, 全国の受審件数・実施状況 (平成30 年度調査 平成29 年度実績).

(http://www.shakyo-hyouka.net/appraisal/sys\_c32a 2019.pdf), 2020.7.16.

- 11) とうきょう福祉ナビゲーション (2019), (https://www.fukunavi.or.jp,2019. 12. 1).
- 12) 東京都福祉サービス推進機構 (2020),「東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック」,『東京都福祉サービス推進機構』
- 13) 東京都福祉保健局 (2018), 都内の保育サービスの状況について.

(https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/07/25/07.html,2020.12.2).

14) 東京都認証保育所事業実施細目6(5) 防災訓

練等,(2019),

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/k odomo/hoiku/ninsyo/syosai.files/0108saimoku.pdf. 2020. 7. 16).

- 15) 鳥庭康代・中野晋・三上卓 (2015),「津波浸水エリアに立地する保育所での避難確保に関する実態調査」『土木学会論文集』,71 (2), I-139 ~146.
- 16) 内閣府首都直下地震対策 (2019), (http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/ index.html 2020. 8. 5).
- 17) 野島香織・定行まり子(2012),「東日本大震災と 保育所防災マニュアル東北3県と関東3県の自治 体・保育所調査に基づく考察」, (2012年度大 会学術講演会(東海)・建築デザイン発表会), 547-548.
- 18) 樋口耕一 (2015), 「KH Coder 3 最新アルファ版. 2015.」

(http://khcoder.net/dl3.html.2020. 5. 2).

- 19) 本多明生・村松真衣 (2016),「山梨県の幼保施設における防災対策の実態調査」,『地域安全学会論文集』, No. 29, 257-267.
- 20) 本多明生 (2019),「我が国の幼保施設の災害リスク認知と防災対策に対する全国調査」,『地域安全学会論文集』, 34, 1-10.

9	1
4	

#### <映画評>

# 映画『メイキング・オブ・モータウン』に描かれるアメリカの現実

2019 年アメリカ・イギリス合作/原題 Hitsville: The Making of Motown

#### NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」

# 杉本 貴代栄

#### 1) はじめに

前代未聞のコロナ禍により、いつもと比べるとかなり静かな栄の繁華街へ出て、久々に映画館へと足を向けました。昨年アメリカ・イギリスで公開され、2020年の9月から日本での上映がはじまった『メイキング・オブ・モータウン』を見るためでした。映画館の周囲が閑散としていたことと比べて、館内は7割程度の観客で埋められ、その人気のほどに改めて驚かされたものでした。

本映画は、2019年に創設 60 周年を迎えた音楽レーベル「モータウン」の 60 周年記念作品で、60 年前に創設されたレコード会社「モータウン」の歴史を振り返り、「モータウン」がいかにして多くのヒット曲を生み出したか、その軌跡や秘訣について、当時の関係者やアーティストたちにインタビューをし、明らかにしていく密着ドキュメンタリー映画です。「モータウン」の創設者であるベリー・ゴーデイ Jr. と、同社の元副社長であった、ゴーデイの親友でもあり戦友でもあらシンガー・ソング・ライターのスモーキー・ロビンソンの二人が思い出を辿りながら、漫才のボケ役と突っ込み役さながらに、代わる代わるに司会の役回りを務めます。

この二人がすこぶる饒舌で元気なのにも驚きです。「モータウン」が創設 60 年ですから、もし創設時に 20 歳であったとしても現在は 80

歳です。本論からは少し外れますが、一体いくつなのか、ちょっと調べてみました。アメリカでは生年を明らかにしないことが一般的ですが、このインターネットの時代、調べることはそれほど難しくはありません(と言うことは、私の年齢も既に知られていることでしょう)。ゴーデイは「モータウン」の60周年記念時の2019年に、89歳で引退を表明しているので、日本での映画公開時の2020年には90歳、親友のスモーキー・ロビンソンはそれより11歳若い、という記述を見つけたので、同年で79歳と言うことのようです。スクリーンで見るお二人は、とてもその年齢には見えません。まあ、せいぜい60歳代のようにお見受けしましたが。本映画も、高齢化社会とはやはり無縁ではないようです。

#### 2) 音楽レーベル「モータウン」の誕生と発展

スティービー・ワンダー、マービン・ゲイ、ジャクソン5、テンプテーションズ、ダイアナ・ロス、フォー・トップス、といったスターたちを生み出し、ソウルや R&B の数多くのヒットを連発した音楽レーベル「モータウン」。ビートルズやローリング・ストーンズを始め、多くの音楽関係者がその影響の大きさを公言する、世界の音楽に影響を与え続けたモータウン。その創設はベリー・ゴーディ Jr. が、アメリカのミシガン州デトロイト市の西グランド通り 2648 番地

にある一軒家を拠点にして、若者に向けたポップな音楽を発信したことから始まります。デトロイトはアメリカ北部ミシガン州の工業都市で、3大自動車メーカーが本社を置いている自動車産業の中心地として繁栄していた時代です(デトロイトの愛称はモーター・タウン=モータウン)。上昇志向が強く大金を掴むことを夢見ていたゴーデイは、新聞販売員を経てジャズのレコード店を経営し、実業家としての一歩を踏み出しました。1959年に、家族から借りた800ドルを資金にしてタムラ・レーベルをスタートさせ、モータウンの歴史は幕を開けたのです。その出発点となったデトロイト市の同番地の一軒家は、現在では「記念館」として残されているそうです。

60 年代から 70 年代初めにかけての「モータ ウン」の黄金期を彩ったのは、ミラクルズ、テ ンプテーションズ、ダイアナ・ロス&スプリー ムス、フォー・トップス、スティーヴィー・ワ ンダー、マーヴィン・ゲイ、ジャクソン 5、マー サ&ザ・ヴァンデラスといったスターたち。全米 ヘヒット曲を連発していくために、ダンスやエ チケットも含めた徹底した管理体制を敷く「モー タウン」の方式は、かつてゴーデイが働いてい た自動車工場の組み立てラインをヒントにした そうです。特にソングライターやプロデューサー を交えて行われる会議は、「クオリティ・コント ロール」と名付けられた「品質管理会議」であり、 ソングライターやプロデューサーたちの競争心 を煽りつつ、ブランドに磨きをかけていく場と されたのです。

本映画は、創始者のゴーデイがはじめて許可した密着ドキュメンタリーであり、関係者や所属アーティストの回想や証言など、貴重な映像が使用されています。スティービー・ワンダー本人や、スプリームスのメンバだったメアリー・ウイルソンが登場し、当時のエピソードを語ります。例えば、スティービー・ワンダーが、11歳ではじめて「モータウン」を訪れたときのエピソードが、ゴーディーやスモーキー・ロビン

ソンの口から、またスティービー本人の口から 語られます。スティービーがスモーキー・ロビ ンソンに、「あなたより歌えるよ」と言い放ち、 グランドピアノ、ドラム、オルガン、ボンゴ、ハー モニカを次々に演奏して見せた、「モータウン」 との衝撃の初対面についてが語られます。

スティービー・ワンダーと言えば、今回の映 画で初公開された映像も話題の一つです。11歳 で「モータウン」からデビューし、シングルと アルバム2枚をリリースしていたスティービー でしたが、ヒットにはまだ恵まれていませんで した。しかし1962年の6月のコンサートでそ の「衝撃な出来事」が起きたのです。演奏を終 えステージを去ろうとしていた、当時12歳のス ティービーは、注がれる観客の大歓声を受けス テージに戻り、既にリリースされていた「フィン ガーティップス」を、観客を煽りながら演奏を はじめ、最高のパフォーマンスを披露したので す。このときのライブ音源は4枚目のシングル としてリリースされ、それまで誰も成し遂げた ことのなかった、ライブ音源でのシングルチャー ト1位という偉業をなしとげたのです。スティー ビーは受賞時13歳、史上最年少での初の全米シ ングル1位を獲得したのでした。今回、解禁さ れたのは、このシングルに収録されたライブ映 像の一部です。この映像は本映画のなかでも公 開されていますが、YouTube でも公開されてい るので、関心がある方は是非ご覧ください。ま たスティービーの映像だけでなく、マイケル・ ジャクソンのオーディションの時の初出映像も 公開されています。こちらも驚きのパフォーマ ンスを披露しています。どちらも一見の価値が ある初出映像です。

#### 3)「モータウン」の背景にあった人種問題

本映画は「モータウン」の 60 年史であると書きましたが、映画の大部分は、「モータウン」の 創設期から、映画ビジネスに参入すべくデトロイトの本社をロスアンゼルスへ移す 1972 年まで

に焦点を合わせています。つまりその頃が「モータウン」の全盛期であり、映画はその時代に焦点を当てて描いています。実際には「モータウン」は、ロスアンゼルスに本社を移して以降、その勢いを失い、その後結局は大レーベルに吸収されてしまうのですが、そのことには映画は触れてはいません。「モータウン」の黄金期とは(そしてその後の衰退の理由も)、当時(そして現在も)最も深刻な社会問題であった人種問題と結びついていたのです。

「モータウン」の創設期(とそれ以前)の音楽 界には、黒人の音楽と白人の音楽には厳然たる 違いがありました。両者の住む社会がまったく 分断されていたからです。黒人の音楽は黒人向 けに発信され、黒人社会のみでヒットはしても、 白人社会には受け入れられはしませんでした。 「モータウン」という新興のレコード会社が有能 な黒人アーティストたちを次々にレコーディン グしヒットを連発したことは、分断されていた 二つの社会に揺さぶりをかけたのです。スモー キー・ロビンソン率いる「ミラクルズ」という 男性4人組のグループが歌う「ショップ・アラ ウンド」という曲が初のミリオンセラーとなっ たのが1960年、ダイアナ・ロスを中心とする 「スープリームス」が歌う「Where did our love go (邦題「恋はどこへ行ったの」)」が初の全米 ナンバーワンのヒット曲になったのが1964年。 1960年代半ばから終わり頃にかけて、「モータ ウン」がリリースした曲のうち、なんと 75%が ヒットチャート入りをしたそうです。60年代後 半のモータウン音楽は、まぎれもなく時代を代 表する音楽であり、黒人の文化を白人社会に紹 介したのでした。エルビス・プレスリー等白人 アーティストも、黒人ミュージックの影響を受 けたロックンロールを白人の聴衆に紹介するよ うになるのです。「モータウン」は、分断され た二つの社会を統合したわけではないけれども、 音楽の力によって両者に架け橋をかけた、と言 うことはできるでしょう。

映画は、このような当時の社会的な問題を積極的に取り上げてはいませんが、それでも随所に当時の様子がうかがえる描写が登場します。ゴーディとスモーキー・ロビンソンの思い出話のなかで、アーティストたちによるエピソードの語りのなかで、「モータウン」のツアーで受けた人種差別の実態について語っています。特に南部のミシシッピー州とかでは人種差別が激しかったこと、休憩時間にトイレを使わせてもらえなかったり、レストランで食事ができなかったという経験を語っています。一方で、キング牧師から励まされたこと、ネルソン・マンデラやオバマ元大統領からも激励されたという経験も語られます。



< 「モータウン」の歴史と社会の動き> 出典:「メイキング・オブ・モータウン」映画パン フレットから

#### 4)「モータウン」の終焉と今日の課題

このように「モータウン」が全盛を誇った 60年代とは、アメリカ中に公民権運動がうね りのように広まっていった時期と重なります。 1963年、アラバマ州バーミングハムのシッ クスティーンス・ストリート・バプティスト教 会が爆破され、黒人の少女4人が死亡する事件 が起きました。この事件に抗議し、またバーミ ンガムのキリスト教指導者会議の活動を支援す る募金集めのために、同年6月にデトロイトで 10万人大行進が行われました。マーティン・ ルーサー・キング JR 牧師も参加し、彼はこの 時はじめて、のちに平等を求める彼の戦いの最 高点となった、「私には夢がある」という演説の 一部を言葉にしています。このキング牧師の演 説を、「モータウン」は録音し、初の話し言葉に よるレコードとしてリリースしました。このレ コードは、60年代後半に売りだされるブラッ ク・フォーラム・シリーズの先駆けとなりました。 音楽だけではなく、このような活動も「モータ ウン」の活動の一環でした。

同年8月には、ワシントンDCにおいて20万人による大行進が行われました。行進のハイライトとして、リンカーン記念公園でキング牧師の有名な「I have a dream (私には夢がある)」の演説が行われました。デトロイトで一部行った講演を草稿とした演説です。よく知られている16分14秒のこの演説の一部を引用しておきましょう。

#### 「私には夢がある。

いつの日にか、ジョージアの赤土の丘の上で、かつて奴隷であった者たちの子孫と、かつて奴隷主であった者たちの子孫が、兄弟として同じテーブルに向かい腰掛ける時がくるという夢が・・。

#### 私には夢がある。

いつの日にか、私の4人の幼い子供たちが肌 の色によってではなく、人となりそのものによっ て評価される国に住む時が来るという夢が・・」

翌1964年には公民権法が成立し、12月にはキング牧師はノーベル平和賞を受賞しました。しかし、人種差別撤廃の運動は、これで完結したわけではありませんでした。1967年の夏には、人種間の緊張が高まったデトロイトで大暴動が起きました。「もぐり酒場」の手入れに端を発した暴動には連邦軍が投入され、約2ヶ月かかってやっと収束しました。逮捕者7、231人、負傷者700人、死者43人を出す大暴動でした。翌年4月には、テネシー州メンフィスのモーテル前で、キング牧師が暗殺されました。モータウン・ミュージックはこのような時代の変化を反映しながら隆盛し、やがて黒人アーティストたちの政治的な多様化ゆえに衰退していくのです。

「モータウン」が橋を架けた二つの社会は未だに分断されたまま存在しています。ブラック・ライブズ・マター運動が注目されている現在であるからこそ、是非注目してほしい、オススメ映画の一つです。

(NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」理事長)

若竹千佐子著

# おらおらでひとりいぐも

(河出書房新社 2017年11月)

介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」

# 伊里 タミ子

#### 1、はじめに

核家族化、少子高齢化などが相いまって、一人暮らしの高齢者が増加傾向にある。かつては「人生 50 年」と言っていた。しかし今では 50 歳は人生の折り返し地点である。一生懸命に働き、子供を育て、リタイアしたら次の世代に世話になりながら静かに老後を送る。そんな人生はもう常識ではなく、若い世代におぶさるというのは社会の大きな負担につながる。ここで欠かせないことは高齢者がいかに「精神的な自立」ができるかである。人に頼らず孤独を楽しみながら「いかに生きるべきか」模索しなければならない。

本書は、地域の付き合い、家族関係も希薄になってきている一人暮らしの高齢女性が妻として母としての役割を終え老いて孤独になったとき自分で自由にものを考えて生きられるようになり、老いを生きることに価値を見出し、ひとりで生きていく老いの喜び、楽しみが拓けていくことが書かれた玄冬小説である。

著者は1954年、柳田國男の『遠野物語』で知られている岩手県遠野市生まれ、岩手大学教育学部卒業、結婚して上京し55歳で夫を亡くした後、主婦業の傍ら小説講座に通い8年の時を経て本書を執筆。63歳の作家デビュー。2017年第54回文芸賞受賞、2018年に第158回芥川賞受賞とW受賞した。この小説は著者自身の体験

を反映した作品である。

このベストセラー小説を 2020 年に映画化したのは、日本を代表する映画監督の一人、沖田修一氏である。15 年ぶりの主演となる桃子役に田中裕子をはじめ、蒼井優、東出昌大、宮藤官九郎等豪華キャストが集結、シニア世代の圧倒的支持を得た新たな老いの感動作である。

#### 本書の内容

主人公桃子の生まれ育った故郷の言葉である 東北弁で躍動的に書かれている。桃子は東北の 田舎で生まれ育ち地元の高校を卒業、母の念願 通りに農協に勤める。働き始めて4年目に組合 長の息子と縁談が持ち上がり好きでも嫌いでも なかったが決まり結婚式を3日後に控えた24歳 の秋、母の目の届かないところで何もかも新し く始めたいロマンチックな憧れで、高鳴る東京 オリンピックのファンファーレに押されるよう に故郷を飛び出した。桃子は身ひとつで上野駅 にひとり降り立った。東京オリンピックの好景 気に沸くこの街で贅沢をいわなければ何とかな る。蕎麦屋の店員募集の張り紙を見て住み込み でアルバイトをした。蕎麦屋をやめて何軒か店 を変え、そのなかの一軒で客として来ていた同 郷の周造と出会い結婚、一男一女を生み妻とし て母としてごく平凡な専業主婦になった。愛す る夫周造はたった1日も寝込むことなくあっけ

なく心筋梗塞でこの世を去った。「周造、逝って しまった、おらを残して」「てへんだあなじょに すべがあぶぶぶっぶぶ」「かえせじゃぁ、もどせ じぇぁ」「この先一人でどやって暮らす、こまっ たぁどうすんべぇ」・・・

周造のために尽くした31年間満足であった。 「最高でござんした」。 周造が亡くなって 15年。 二人の子供は巣立ち、長年飼っていた犬も身罷っ た。40年住み慣れた都市近郊の新興住宅に一人 で暮らしをしている桃子は 74 歳になった。部屋 は手の届く位置に雑然と物が置かれている。雨 降りなどは何もしない。桃子は出窓に映った自 分の姿を見て「山姥がいるじょ」と陽気にひと りごとを言う。「オレオレ詐欺にもひっかかっ た」それは母親としてしか生きられなかった息 子への贖罪なのだ。息子の生きる喜びを横から 手を伸ばし奪ったような気がして仕方がなかっ た。桃子は「子供に仮託してはいけない。仮託 して期待という名で縛ってはいけない」。と心に 決めたのであった。桃子は親としての役割を全 うした後に、自分自身に戻れる時間がやってき た。台所で茶をすすりながら脳内に、東北弁で しゃべる内なる声がジャズのセッションのよう に湧き上がってくる。夫を失った悲しみの中で 半生を振り返り、夫を愛していたそれは嘘では ないけれども「夫に合わせて羽根をたたみ、夫 に合わせて羽根を動かす。苦しくてなんだべ が」。自分で抑圧してきた深層心理の叫びや、自 分には親や先祖をふくむ歴史や他者がインプッ トされていることをおのずと回想する。(おらだ ば、おめだ。おめだば、おらだ)。ひとりになる ことで本当の自分を発見し、亡き夫への愛震え るような悲しみの果てに人にはエゴイズムがあ ることを知り、そして自由を感じる。さらには そこから始めて他者との新たなつながりをみい だす。桃子はしみじみと思うのだ、悲しみは感 動である。悲しみがこさえる喜びというものが ある。おらが思ってもみなかった世界がある。「お らおらでひとりいぐも」と思うのであった。桃 子の老後は孤独で悲惨どころか、ひとりで生き ていく老いの喜びを楽しむのであった。

#### 2、昭和、平成、令和を生きる一人暮らしの高齢者

昭和、平成、令和を生きている一人暮らしの高齢者は多い。昭和20~30年代は3世代家族も多く子供の数も3人以上というのは珍しくなかった。第2次世界大戦後、総人口は2度のベビーブームを経て一貫して増加した。そうした人口増加により高度経済成長は支えられてきた。田舎から都市への人口は増加した。高度経済成長に合わせて、住宅難から団地の建設が盛んに行われた。郊外には生活関連施設(教育機関、金融機関、店舗等)を併設したニュータウンが建設された。また都市近郊の新興住宅地も建設され多くの核家族が入居した。年数が経過し、子世代が独立転出し残された親は高齢化した。ゴーストタウン化する団地、一人暮らしの高齢者や空き家など社会問題にもなっている。

高齢者の一人暮らしは、少子高齢社会のなか増えている。今後もますます増加する見込みである。内閣府が公開している「令和元年版高齢白書」によると2015(平成27)年には65歳以上人口に占める一人暮らしの割合は、男性13.3%(約192万人)、女性21.1%(約400万人)である。1980(昭和55)年には、男性4.3%(約19万人)、女性11.2%(約69万人)だったことを考えると、35年間でライフスタイルが大きく変化したことが分かる。中でも最も比率が大きいのは、配偶者と死別する確率が高い75歳以上の高齢女性である。

65 歳以上でひとり暮らしの高齢者を対象に行った「平成26年度一人暮らしに関する意識調査」では、一人暮らしの高齢者76.3%が「今のまま一人暮らしでいい」と回答している。年齢別にみると65~74歳までが76.9%、75歳以上が75.7%と大きな変化はない。家族の形態や価値観が変化していく中で、家族との同居を望まない高齢者が増えてきたことが伺える。

高齢者が一人暮らしを選ぶことが多い。その 理由として3つ挙げることができる。

- ①現状で満足している。それは年齢が上がるほど経済的な不安は少なくなる傾向にある。「平成28年度高齢者の経済・生活環境に関する調査結果」によると、60歳以上の単身高齢者の場合では経済的な暮らし向きについて「心配と感じていない」は74.1%の結果になっている。
- ②住み慣れた地域を離れたくない。それについて高齢者の約8割が現在の住居に満足している結果が出ている。回答の内訳は持ち家で79.1%、賃貸住宅で56.6%であることから、自分の住まい環境に満足している人の多くは、持ち家に住んでいることがわかる。ちなみに、65~75歳の男性で52%、女性で53.1%、75歳以上の男性で58%、女性で60.6%と年齢が上がるほど高くなり、半数以上の高齢者は現状の居住環境に不安を感じていないことがわかる。
- ③一人暮らし高齢者のなかには頼れる人がいないからと答えた高齢者もいる。「平成23年度高齢者の経済生活に関する意識調査」によると、「病気の時や、一人ではできない日常生活に必要な作業の手伝いなどについて頼れる人の有無」という質問については、60歳以上の単身高齢者の場合「別居の家族」が66%だったのに対し、「いない」と答えた高齢者が12.3%も存在している。何らかの理由で家族と別居している高齢者のなかには、困ったときに頼れる人がいない高齢者もいる。

## 3、高齢者の一人暮らしで起こる問題 高齢者の一人暮らしで起こる問題について

- 第1、近年悪徳商法や電話での詐欺などの被害問題が報道されている。理由として一人暮らしの高齢者は身近に相談できる人がいないことが多い。
- 第2、夏場の熱中症や脱水症状を引きおこすこと

がある。高齢者は暑いと感じる機能低下する ため、室温の高いところにいて熱中症をおこ してしまうことがある。また、のどの渇きを 感じにくくなるため必要な水分量が摂取でき ず、冬場でも脱水症状を引きおこすことがある。

- 第3、本人が自覚しないまま進行している認知症。 認知症が進行するとコンロに火をつけたまま ボヤ騒ぎを起こしたり、薬の飲み忘れで治療 中の病気が悪化したりすることがある。
- 第4、家に引きこもりがちになる高齢者は他人と の接触が少なくなり「生きがいの低下につな がる」。
- 第5、誰にも気づかれないままに亡くなってしまう孤独死。近所付き合いが少なく、あるいは頼れる知り合いがいないことで、死後長い間にわたり気づかれないこともある。

一人暮らしの高齢者を支えるには、周囲のサポートが重要である。そのために身近な家族や 社会ができることは何かについて考えてみよう。

#### ●家族ができること

状況によるが、家族ができることの一番は、「一 緒に暮らすこと」である。しかし、自分にも家 族があったり仕事があったりという理由で同居 が難しい場合は公的な見守りサービスを活用す ることもできる。特に認知症がある高齢者は腐っ たものを食べたり、暑くてもエアコンを使わず に脱水症になったりする恐れがある。そのよう な事態を回避するには、介護施設や訪問介護な どのサービスを利用して、介護の専門家が毎日 あるいは定期的に接触するような状態を作るこ とが大切である。また高齢者が元気に働けるう ちは働くことで社会との接点を持つこともでき る。身体的な事情でそれが難しいようであれば、 サークルやボランティア活動、自治体といった グループ活動に参加するよう家族が促すことも できる。

#### ●社会ができること

高齢になっても働けるように国や社会にも高 齢者を積極的に雇用する動きが出ている。厚生 労働省の「平成28年『高年齢者の雇用状況』集 計結果」によると、平成28年における65歳以 上の常用労働者数は増加傾向にある。65歳の定 年制を廃止した企業の数は、従業員数31人~ 300 人規模の「中小企業」で 3.982 社(前年よ り 137 社増)、従業員数 301 人以上規模の「大 企業」で82社(前年より17社増)という結果 がみられる。また66歳以上の継続雇用制度を導 入した企業の数においては、中小企業で7,147 社(前年より633社増)、大企業は297社(前 年より52社増)、70歳以上まで働ける企業の数 は、中小企業で30,275社(前年より2,281社増)、 大企業で 2,203 社(前年より 246 社増)という 結果になっている。

雇用以外では、住民同士がお互いに助け合える地域づくりを行うために、平成24年の介護保険法の改正から「見守り」などの生活支援実施が、国や地方公共団体の責務として規定されている。今後ますます高齢化が進むと予想されることから、見守りサービスや介護施設の種類と数を充実させていく必要がある。一人暮らしの高齢者が社会との接点を持ち続けられるようグループ活動を行いやすくするための体制や環境作りが課題である。

#### 4、老いる日々について

老人になった証しについて、まず歩く速度が 遅くなる。視神経、聴神経も衰えてきて話の筋 はうまく通らなくなってくる。テレビの音声が はっきり聞こえなくなる。音量を調節できるか ら、十分聞こえているはずなのにドラマのセリ フが聞きづらく早口の音声は単なる騒音に感じ てしまいチャンネルを変えてしまう。独り言が 多くなる。そして体が思うように動かず外出も ままならない。訪ねてくる人もおらず何もする ことがなく退屈、世の中から取り残されてし

まったようで寂しく不安な日々を暮らす。日常 生活にもあれもこれも支障の波が押し寄せてく る。歳を重ねていくとマイナス感が次第に増え ていくばかりである。そんな折、愛する人、大 切な人と死別したら「ひとりになちゃった」と 寂しさも積もる。若者が高齢者に「積極的になれ」 とか「前向きにポジティブに生きろ」などとい うのは残酷なことである。「これから先、いつま で生きていられるのだろう」生きること萎える ことが問題である。しかし老いても回想する力 は残っている。残された記憶をもとに空想の翼 をはばたかせたら、脳内に無量無辺の世界が広 がっていく。人生を振り返り、一人静に思い出 を咀嚼する。回想はだれにも迷惑をかけないし、 お金もかからない。繰り返し昔の日々を回想し、 それを習慣にする。そうすると、そこに錆びつ いた思い出の抽斗が開くようになり、次から次 へと記憶がよみがえってくるようになる。蘇っ た思い出が楽しいものであればあるほど、心理 的な効果が高いといわれている。自分の人生す てたものではないと、肯定的な気持ちになるか らである。誰にも邪魔されない一人豊かな景色 を描くことができるのである。

「人生 100 年時代」といわれ今までとは違う生き方が否応なしに求められる。そこで、人に頼らず孤独を楽しむことができれば老後は最高である。人間は究極ひとりだ。もともと一人がラッキーなことである。孤独を楽しむ人生は決して捨てたものではない。それどころか尽きせぬ喜びを発見する時間である。年齢を重ねるごとに孤独が強くなり孤独を恐れず、孤独を楽しんでいるのは本書の主人公「桃子」だと評者は考える。伊集院静氏は「人は誰しも孤独な時間を生きる。そして自分が何者かを知る。本当の自分と出会うことを幸せと呼ぶ。」と述べている。

本書は老いることはマイナス面だけではなく、 年を重ねないとわからないことも一杯ある。老 いていくことで経験値も多くなる。心は生きて いる限り成長している。日々同じように見える 景色でも毎日違う、生きることの一瞬たりとも 無駄にできない。「老いをどう生きていくのかを 考え、新たな生き方を模索する」手引書である。

> 介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」 伊里 タミ子

#### <参考文献>

- 1) 伊集院静『ひとりで生きる 大人の流儀9』 2019年、講談社
- 2) 五木寛之『孤独のすすめ 人生後半の生き 方』2017年、中央公論新社
- 3) 牧師ミツコ『74歳、ないのはお金だけ。あ とは全部そろっている』2020年、すばる舎
- 4) https://www,irs,jp/article/?p=425 2020年12月3日検索

# ソーシャルワークとアメリカ社会:杉本貴代栄著『ジェンダーで読む映画評 / 書評』(学文社 2020年)を読んで

杉本貴代栄 2020年 学文社

愛知県立大学名誉教授

# 須藤 八千代

#### はじめに

本書は最後の3章の7だけが書き下ろしであり、 それ以外は杉本が学会誌や自身のホームページ に書いた書評、映画評を編集した本である。し たがって私はそのいくつかをすでに読んでいる。 しかしこうして一冊にまとめられると、そこに 新たな意味が生まれる。ばらばらにあった書評 や映画評が、本になり編集されて質が大きく変 わることを経験した。

それはよくある一般的な本の作り方である。 例えば今、横に『炉辺の風おと』(梨木香歩) という評判の本がある。たまたま図書館で見て 表紙の暖炉の写真に惹かれて借りてきた。これ も毎日新聞に3年ぐらいの間に連載されたエッセ イを本にしたものである。このような形で作ら れる本は珍しくない。

その時々に書かれたものを本にすると、そこに書き手の姿がしっかりと浮かびあがる。書き手も自分の全体像を知ることができるだろう。 そこに費やされた時間だけでなく、原稿と原稿の間合いがもたらす新たな雰囲気が本に反映する。「書き下ろし」という緊張感がない分、読み手もまたリラックスして楽しんで読むことができる。そんなエッセイ集や評論などを、専門書を読む間に気ままに開いて読むのが私の遊びの時間でもある。

ただこのようなスタイルは、専門書にはあま

りない。特に社会福祉学において出版事情の厳しさもあるうえ、狭隘な視点が前面に出てこれまで目にしてこなかった。しかし本書は少し流れを変えたリラックスを感じさせる一冊である。私はあわてて通読せず'ゆとり'を持ってページをめくった。かつて読んだことのある本を思い出したり、本棚から取り出したりした。

私は映画も大好きである。若い時から新聞の映画評を常に読み、次に見る映画を選んできた。さらに大学でソーシャルワークの授業をするとき、映画を活用した。特にソーシャルワーカーが登場する映画のDVDを購入し、現実の経験がない学生たちに見せた。百聞は一見にしかず、というように映画は多くの知識を伝える媒体である。

また映画評も書評も短いものであるが、短いだけに書くのは難しいと思われる。書評や映画評の短さとポイントを外さない文章の巧みさに私は物書きとしてあこがれている。多くの人がそう感じて読んでいるだろう。そしてそれによって本を選び、映画館に行くに違いない。演劇や展覧会などもこのような導きなしには前に進めない。大げさだが私たちの人生の日々を切り拓く。そして今でも新聞の書評を読むことを欠かさない。

この本の意義を最初に書いておこう。それは ここで紹介された本や映画が、10年ぐらいの 間に杉本によって、『中部社会福祉学研究』や 杉本のホームページ「Gender Forum」に書か れたものであり、その時これを本としてまとめ るつもりであったか否かは知らない。それにも 関わらず2020年10月の出版から21年2 月現在、アメリカ大統領選挙とトランプの敗北 というアメリカ政治の大きな変化は、私たちの アメリカへの関心とこの本を結びつけた。それ だけでなくコロナウイルスによるパンデミック の中で、世界の大国アメリカで44万3355 人(2月2日現在)という、2位のインドの2倍近 い人が亡くなった。それはなぜか知りたい。ア メリカのソーシャルワークを最前線で吸収して きた私たちにとって、アメリカ社会を知ること はソーシャルワークを学ぶことである。杉本が 取り上げ紹介した本の書評を読むことでわかる ことがたくさんある。まず書評から見ていこう。

## ミッシエル・オバマ著・長尾莉紗・柴田さと み訳『マイ・ストーリー』

本書は朝日新聞の書評欄の隅にある「情報フォルダー」(2020年12月5日)に次のように書かれていた。

『ジェンダーで読む映画評/書評』(学文社・2200円)は、大学を定年退職しNPO法人「ウイメンズ・ボイス」理事長をつとめる杉本貴代栄さんが、ジェンダー論の必読書や参考になる映画計21作品について著した論評集。映画「フラガール」、ミッシェル・オバマ著『マイ・ストーリー』など。入門書として読んでほしいという。

そこで私はこの「情報フォルダー」に出て くる元大統領バラク・オバマの妻ミッシェルの 『マイ・ストーリー』の書評から読み出すこと にした。4年前、オバマからトランプに政権が 変わった直後、本書は大統領の妻であり黒人女 性の生き方として世界中で発売当時から評判に なっていた。書店では平積みになり、図書館の 新刊書棚にもすぐに並んでいた。

しかし仕事に関連する文献を読むのに時間を とられる私は、新聞の書評を読んだり書店でパ ラパラとめくるだけであった。今回、杉本に よって「書き下ろし」され簡潔に紹介された本 書を読んで、断片的に知っていたことを確認す ることができた。それだけでなくこの書評は、 初めにも書いたようにトランプから再び民主党 のバイデン大統領に変わった2021年1月の 今という時に、ジグゾーパズルのように嵌まっ ている。バイデンはオバマ政権の副大統領でも ある。

杉本の書評は4年前のホワイトハウスを去る、 その日についての記述を引用して終わっている。 読んでいない人のためにここにそのミッシエル の言葉を孫引きしておこう。

私は再び人生の新しいステージに、新たな始まりに立った。私にとって何かになる(becoming)いうことは、どこかにたどり着くことでも、目標を達成することでもない。それは前進する行為であり、進化する手段であり、よりよい自分になろうと歩み続けることなのだ。(228p)

『マイ・ストーリー』は大統領の妻となった女性のライフストーリーであるが、ここで書かれたように、大統領の任期が終わり自分も次のステージに移行する決断の言葉である。トランプの敗北という事実は、この言葉通りに彼女が「前進」し「進化」することを確信させる。ミッシエル自身、この言葉を書いたときに4年後の今を想像できただろうか。思いがけない選挙結果は、本書の意味をさらに高めることになるだろう。

杉本によれば、ミッシエルは夫の在任中に自 分の仕事として4つのプロジェクトを立ち上げ た。1、「レッツ・ムーブ」(Let's Move) という子供の肥満への取り組み。 2、「ジョイニング・フォーシズ」(Joining Forces)軍関係者とその家族の支援。 3、「リーチ・ハイアー」(Reach Higher)大学教育を受けやすくする取り組み。学校カウンセラーの手厚い支援。 4、「レット・ガールズ・ラーン」(Let Girls Learn)世界中の女の子の教育支援の政府規模のプロジェクト、の4つである。

これは大規模なソーシャルワークである。世界が抱えている問題を解決するためにプロジェクトを立ち上げて現実的に行動していこうとしている。ミクロ、マクロに、個別的にかつ政策的に展開する。目的と目標を立てて実践する。そのために大統領の妻という強力な立場を有効に活用して社会改革をリードする。改めてアメリカのソーシャルワークのテキストが説明することが理解できた。

ただ夫の世話をするだけの、表に出ないで内助の功に専念することをよしとする日本の政治家の妻とは比べようもない。そして『マイ・ストーリー』は大統領の妻という特別な女性としてでなく、自立した黒人の女性の生きてきた物語として評価されている。私はフェミニストソーシャルワークの視点からも読んでみたいと感じた。

#### アメリカを知る

アメリカを知るためにほかの本を見ていこう。 これ以外の本も一つのテーマにつながっている。 それはコロナウイルスの死者の数になって現れ てきたアメリカの貧困や医療制度である。

1、バーバラ・エレーンライク著・曽田和子 訳『捨てられるホワイトカラー:格差社会アメ リカで仕事を探すということ』。2、堤未果 『沈みゆく大国:アメリカ』。3、J.D.ヴァン ス著・関根光宏・山田文訳『ヒルビリー・エレ ジー:アメリカの繁栄から取り残された白人た ち』。4、エリザベス・ウォーレン著・大橋陽 訳『この戦いは私たちの戦いだ:アメリカの中 間層を救う闘争』である。これらは「IIアメリカの政策/大統領選挙をめぐる動向」に入っている。また5、吉川真美子『ドメスティック・バイオレンスとジェンダー:適正手続きと被害者保護』もアメリカのDV政策を取り上げているため、本書の書評を読むことで知らなかったアメリカに関する多くの知識が得られる。

これらの本は少し前の本であるが、2021 年アメリカ政治の転換がなぜ起きたのかを知ろうとするうえで役に立つ。

バーバラ・エレーンライク著・曽田和子訳『捨てられるホワイトカラー:格差社会アメリカで 仕事を探すということ』

トランプという大統領の登場に関連して、メディアはアメリカの貧しいホワイトカラーの労働者に言及してきた。しかしテレビや新聞などでは情報や説明に限界がある。1のエレーンライクの書評を読むと、アメリカのホワイトカラーや周辺化されてきた女性労働者など低賃金労働者の貧困がリアルに理解できる。その現実はかなり長く続いてきたようだ。それはこの本以前に著者が同じテーマについて書いたルポルタージュが、100万部に近いベストセラーになっていることからもわかる。人々が強い関心を持っていたから本が売れたのである。トランプはこのような人々の支持を受けたのだろう。

エレーンライクは前著と同じように「覆面潜 入ルポルタージュ」として書いているという。

若くない女性が実際に仕事を探し、転職のために就活することで見えてくる現実の実体験とその事実は、同じ立場にある人々の強い共感を呼んだに違いない。アメリカ社会の困難はこのような手法でなければ書けないだろう。書評の中でエレーンライクのホームページから次のような情報が紹介されている。

Center for Economic and policy Researchの資料によるとアメリカの労働者 のうち1時間16ドル以上の賃金(年間収入にして32,000ドル)と、健康保険と年金を得ているのはわずか25%だけである。そしてこの数字は1979年~2004年の26年間ほとんど変わっていないのである。(97 p)

日本でもパート労働者や非正規雇用など賃金格差の問題は繰り返し論じられている。しかし健康保険や年金を得ることができるのが25%にすぎないという事実は深刻である。今の生活は何とかなったとしても、病気になったとき、年を取った時の保障はないのだ。

トランプを支持するのは南部の貧しい白人労働者だということは、テレビや新聞で何度も目にしてきたが、日本に住む私たちにはどこか実感がない。しかしこの書評を読むと、これらの人々の不安や怒りがトランプ大統領を生んだことが理解できる。本を読みしっかりと知ることの大切さを改めて教えられた。

#### 堤 未果『沈みゆく大国:アメリカ』

2の『沈みゆく大国:アメリカ』も改めてアメリカの影を私たちに教えている。ジャーナリスト堤未果はこのテーマでいくつかの本を書いて、知っているようで十分にわかっていない私たちのアメリカ理解を進めてくれた。アメリカの高度な医療技術などは話題になるが、その光だけに目がいっても影の部分はわからない。

私もアメリカの医療保険については、メディケア、メディケイドという言葉を知っている程度で詳細は知らない。この書評ではオバマ・ケアという医療保険改革についてその光と影を書評を通じて簡潔に知ることができた。

杉本はアメリカでの生活経験もあり、私たちより格段にアメリカ社会を知っている。書評でも医療保険に入っていなかった友人が、心臓手術で2300万円の請求書を受け取ったことを紹介している。国民皆保険の日本では考えられない事態である。

かつてマイケル・ムーア監督の「シッコ」という映画で、アメリカの医療の現実を見たことがある。この映画や杉本の話を加味すれば、オバマ・ケアという医療改革はアメリカの人々の命を守る最重要課題だったことがわかる。

日本のように健康保険への加入と高額医療費の保障、また高齢者保険制度、さらに生活保護の医療扶助などきめ細かい医療支援を知る私たちには、驚くようなアメリカの現実である。今回のコロナウイルスの感染による死者数は、放置されてきた医療改革の結果だと私でも想像できる。

しかしトランプ大統領の4年間には、この政策への批判や撤廃が何度もニュースで伝えられた。幸いにも「批判を受けながらもオバマ・ケアは現在、そこそこ順調に試行されている」(105p)という。そして4年後の今、撤廃の危機は脱したのだ。政治の持つ意味は大きい。書評は最後に共和党がどんな代案やどんな修正を加えるのかと不安を持って見守っている、と書かれている。ラッキーなことに今は、さらにオバマ・ケアの制度的進化も期待できる。不安は払しょくされたのである。

# J.D.ヴァンス著・関根光宏・山田 文訳 『ヒルビリー・エレジー:アメリカの繁栄から 取り残された白人たち』

このように本書でとりあげられた本は過去に書かれたものだが、今ここのアメリカと響きあっている。3冊目の『ヒルビリー・エレジー:アメリカの繁栄から取り残された白人たち』にいってみよう。2016年に書かれたが、それがトランプ大統領を生んだ人々だったことによって注目されたという。

初めて聞いた言葉だが「『ビルビリー』とは 田舎者の蔑称であり総称」だという。トランプ が選挙で敗北したにも関わらず、多くの投票数 を得たことや選挙の不正が叫ばれ、熱心な支持 者によるデモや議会突入など最後まで熱烈な支 持者を失わなかったのは、「ビルビリー」といわれるような人々に、「アメリカ第一主義」というわかりやすい言葉で希望を与えたからであるだろうと今、書評を読んで理解している。

本の著者J.D.ヴァンス自身の家族が「ビルビリー」であり、その立場から書かれていることが読者をひきつけたに違いない。日本にいる私たちは単純に白人と黒人というような人種的二項対立や格差でアメリカ社会を見ている。ここに書かれている「レッドネック」(首筋が赤く日焼けした白人労働者)とか「ホワイトトラッシュ」(白いゴミ)などという貧困な白人労働者とその家族に対する差別などを私たちはほとんど知らない。

杉本はアメリカ在住の経験だけでなく、アメリカ中西部でのシングルマザー調査でこの本に書かれたような貧しい白人労働者を肌で知っている。それだけにこの本への関心は大きかったに違いない。杉本のこれらの調査は『日米のシングルマザーたち一生活と福祉のフェミニスト調査』(1997年)や『日米のシングルファーザーたち』(2001年、共にミネルヴァ書房)としてまとめられている。

そして杉本は、トランプ大統領の登場はこのような白人労働者の貧困が大きな誘因だったとだけで終わらせていない。この時の大統領選挙の相手はヒラリー・クリントンという「女性」だった。杉本は「ビルビリー」といわれる労働者たちの文化の中に女性大統領というイメージはないだろうという。女性であることもヒラリーの敗因の一つではないかとジェンダーから読み解いている。

# エリザベス・ウォーレン著・大橋 陽訳 『この戦いは私たちの戦いだ:アメリカ中間層 を救う闘争』

最後に前の本につながる『この戦いは私たち の戦いだ:アメリカ中間層を救う闘争』にも触 れておこう。著者のエリザベス・ウォーレンの 名前を私たちは知っている。それは民主党の 大統領候補として登場した女性だからである。 ウォーレンはトランプ大統領の就任式すなわち 4年前に、就任式の群衆の中に彼を「ファシスト」と呼ぶ横断幕をみてアメリカの民主主義の 危機を予見していたという。

トランプの前に敗北した民主党の政治家として、その時からのいやもっと前からかもしれないが、自分たちの価値観を明確に示す「戦いの基本原則」を示す必要を感じていたのだろう。それは1、偏見と戦うこと、2、機会を創出すること、3、民主主義を求めることという簡潔にしてシンプルなものであった。そして4年たった今、この原則の正しさが現実に立証された。この書評もその意味で時節に驚くほど合っている。ウォーレン自身は大統領候補になれなかったが、「ファシスト」は去りこの原則は今のアメリカを導いている。

このようにとりあげられた本は、アメリカの政治的状況を理解するうえで重要なものである。それぞれの本に戻って読むことはもちろん大切だが、書評を読むだけでアメリカの今をしっかりととらえることができる。

長い間、日本のソーシャルワークはアメリカ

のテキストの翻訳が主流であった。残念だがそれらの文献はソーシャルワークを生み出すアメリカ社会の制度や政策、政治や文化と切り離されていた。リッチモンドでは古すぎる。バイステックではミクロすぎる。ソーシャルワークは技術ではない。社会を知ることであり社会にかかわることである。

その思いを抱く私がソーシャルワークの母国 アメリカを理解することができたのは、杉本の 研究であった。その立場は今回も書評という形 で実現した。それが偶然にも大きく揺れ動くア メリカの今につながった。

書評はこれ以外にはイエスタ・エスピン=アンデルセン著・大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命:新しい女性の役割』、上野千鶴子『ケアの社会学:当事者主権の福祉社会へ』が最初に並んでいる。社会福祉を学ぶ者なら必ず目を通す必読文献である。これらにも触れたいが、紙面の都合もありここでは取り上げない。

#### 映画評:映画とソーシャルワーク

映画は12本取り上げている。私も若い時から映画館で映画を見るのが好きだった。また初めにも書いたようにそのために新聞や雑誌の映画評を熱心に読んだ。映画評論家の名前にも詳しく、話題の映画をよく見た。東京で学生時代を過ごし横浜で働いたという生活が可能にしたのだ。洋画一辺倒だった気がする。日ごろの憂さは一人で暗い映画館に入れば解消できた。映画の話を書き始めたら終わらないのでこれ以上はやめておこう。

ここで杉本が取り上げた映画は『フラガール』、『砂の器』あるいは『かもめ食堂』など日本映画も含めアメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンなど幅広い。また映画が見せてくれる現実から女性や貧困問題、女性への暴力、福祉国家のジェンダー課題などを導いている。映画は映像という視覚的な強みを生かして、私たちに実に多くのことを教える媒体である。き

わめて総合的なアートだと思う。また映画の見 方や楽しみ方は、同じ映画でも人さまざまだ。

12本の中で私が見た映画は『スタンドアップ』、『かもめ食堂』、『Shall we dance?』、『オレンジと太陽』の4本である。なかでも『スタンドアップ』(2005年)は、DVDも買い今でも女性学の授業で紹介している。

何度も見てきたが今回、杉本の映画評を読んで、映画が『集団訴訟:セクハラと闘った女たち』(クララ・ビンガム、ローラ・リーディ・ガンスラー著、渡会圭子訳)という本の映画化であることを知った。「ミネソタ州北部のアイアンレンジ地方にあるエベレス鉱山を提訴した集団訴訟の経過を丹念に記録したノンフィクション」をもとにしている。

またその集団訴訟の背景には1964年の同一 賃金法(Equal Pay Act)と、64年の公民権法 7章の「雇用機会の平等(Equal Employment Opportunity)」さらに「雇用機会平等委員会 (Equal Employment Opportunity: EEOC)」 の設置という法と制度があるとも書かれている。

映画『スタンドアップ』の理解はこの映画評によって深まった。映画はDVや性暴力、職場のセクシャルハラスメント、また男性社会が持つ女性差別や蔑視を物語を通して見せる。しかしその戦いの根拠となる原作や法や制度は知らなかった。知らないまま映画がもたらす女性への力強いエンパワーメントに感動してきた。

映画は美容院のシャンプー係では自立できない女性が、男性と対等に経済的自立を実現するために、鉱山という現場に果敢に挑戦していく姿を描いている。その苦闘と勇気に満ちた姿が、公開された時から日本でも高く評価された。それだけでなくアメリカの鉱山という普通見ることのできない現場の様子や、雄大なアメリカ大陸を俯瞰する映像も魅力的だった。

どの女性もはじめから強いのではなく、戦いながら強くなり絆を深めていく。その姿に映画を見た人はみんな勇気をもらったに違いない。

私は女性学で女性の仕事について考えるとき、 この闘った女性たちと、同一労働同一賃金ある いは平等という言葉が示す仕事の現実を学生た ちと共有したいと、毎年若い学生に見せてきた。 杉本は次のような事実も書いている。

1974年4月に国内大手の製鉄会社9社が、 米国司法省および労働省の雇用機会平等委員会の「和解命令」に署名をしたために、 各社があらたに社員を募集する場合、20% は少数民族と女性に割り当てるよう命じられたのです。連邦政府が女性の雇用を命じた、このようなアファーマティブ・アクションの波がアイアンレンジにも訪れ、男性並みの高収入を必要とするロイス・ジェンソン(原告代表)や一握りの女性たちが男性の職場へと足を踏み入れることになったのです。(53p)

近年、日本でもタクシーやバス、長距離トラック、建築現場などに女性が進出してきた。それは女性の仕事の低収入から脱却する個人的選択であるとともに、職業のジェンダー・バイヤスを打ち砕く社会変革の姿でもある。映画はこのような問題を、理論や概念で話すよりもずっと学生の理解を深めることができる。

もう一つ『オレンジと太陽』は2012年名 古屋で公開されたとき、5月の連休に「ソーシャルワーク1」を受講する学生に、映画を見てレポートを書く、という課題を出した。この映画はイギリスの児童養護施設から13万もの子どもたちをカナダ、ニュージーランド、ジンバブエ、オーストラリアに移送したという歴史を告発するソーシャルワーカーが主人公である。

この映画にも原作があり著者はマーガレット・ハンフリーズというソーシャルワーカーである。原作は『からのゆりかご一大英帝国の迷い子たち』(都留信夫・都留敬子訳)として翻訳されている。

映画では13万人以上の幼い子どもたちが、児童移民政策として移送された歴史的な事実を、グループワークに参加した女性の語りから知り、その問題に立ち向かうソーシャルワーカーの姿を描いている。グループワークの様子やその働き方、プライベートな姿などイギリスのソーシャルワーカーを知るために格好の映画だと思ったのである。

「ソーシャルワークとは何か」とテキストで 説明するよりずっとソーシャルワークを理解し てもらうことができると感じた。「ソーシャル ワーカーは素晴らしい仕事だよ」と私が言わな くても、この映画が教えてくれる。私も多くを 学んだ。私は映画の力を信じている人間である。

杉本はここでも原著に戻り映画に出てこない情報やイギリスのソーシャルワーカー教育のシステムについて説明している。映画を原作から読んでみることの大切さをここでも感じた。

『オレンジと太陽』のようにソーシャルワーカーを主人公にしている映画は滅多にない。特にこの映画は歴史的、社会的問題をテーマにしており、ソーシャルワークとは「対人援助」や「相談援助」ではないという私の持論にとって大切な講義資料となった。

これまでもソーシャルワークの授業のために 使える映画はないか、いつも探してきた。私の おすすめの映画を最後に紹介しておこう。それ はこの映画の監督ジム・ローチの父親ケン・ ローチの『レディーバード・レディーバード』 である。1996年に日本で公開され私はその 時、ソーシャルワーカーとして働いていた。こ こに社会福祉局のソーシャルワーカーや保健師 が登場する。そしてマギーというシングルマ ザーと厳しく対立する。

ケン・ローチはマギーの立場からソーシャル ワーカーを描く。そのイギリスの現実は私たち と少しも違わなかった。家庭訪問をするときの 様子や家で面接したり調査したりする日常はそ のまま私たちの姿だった。彼らは誠実に役目を 果たしていた。職業は同じような人格を作るだけに親しみを感じた。

ただ4人の父親が違う子どもを持つ母親であるマギーの親権は裁判ではく奪されている。社会福祉局のソーシャルワーカーはその法的根拠をもとに、マギーに介入していく役割を担っている。ソーシャルワーカーたちはこの役割を果たさなければならない。とても誠実な態度で仕事をしている。

しかし結局4人の子どももそのあと生まれた何人かの子も、マギーから分離される。マギーは社会福祉局の権限によって無理やり子どもを奪われていく。その場面は壮絶である。実際、時に現場ではこういう場面もある。しかし映画で見るとソーシャルワーカーはひどいことをする悪人に見えてくる。

私は映画を見終わってケン・ローチから厳しく批判されていると感じた。同じように社会福祉局のソーシャルワーカーであったからだ。ケン・ローチの批判がつらかった。しかし私は自覚していた。ソーシャルワークには管理とコントロール、介入と行政処分というような強い権限がある。優しく親切な仕事ではない。

私は1997年にリカレントで大学院の学生となった時、「ソーシャルワーク」でなく「援助技術」という科目名であることに驚いた。自分の仕事を援助とか支援という日本語で言うことにためらいがあったからだ。すでに25年以上の経験があり、強い権限を持って決定する現実を知っていた。

大学の教員になって担当科目の「援助技術論」を「ソーシャルワーク論」と変えたのも、ケン・ローチのこの映画を学生に見せたのも私の経験的実感からである。社会福祉を選んだ学生が「人の役に立ちたい」とか「人を助けたい」と言い、また周囲の大人から「偉いね」「立派だね」と言われてきたという。その甘い思い込みを打ち砕くことがソーシャルワークを考えるとき不可欠だと思ったからだ。

映画のことになると、この本のテーマからさらに外れてしまいそうだ。でももう一つソーシャルワーカーを描いている映画を紹介させていただきたい。有名な歌手のマライヤ・キャリーがソーシャルワーカーに扮しているのだ。2010年公開のアメリカ映画『プレシャス』である。書類が積み重なった机で16歳の黒人のシングルマザーと面接するソーシャルワーカーも、私の過去の姿と重なった。オフィスの様子も同じだ。

ソーシャルワークは幅広い知識や情報を、 様々な読書や映画から吸収していくべきだと杉 本の本書は教えてくれる。柔軟に多面的に学ぶ 姿勢が、ソーシャルワーク研究には不可欠であ る。

#### 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

- 1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会(以下、「中部部会」と略す)は、機関誌『中部社会福祉学研究』を 発行するために編集委員会(以下、「委員会」と略す)を置く。
- 2. (任務)「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿 論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
- 3. (構成)「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
- 4. (選任)委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
- 5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
- 7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
- 8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
- 9. (投稿論文の審査)「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を 決定する。
- 10.「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

#### 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

- 1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会(以下、「中部部会」と略す)の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
- 2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
- 3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
- 4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
- 5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
- 6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
- 7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
- 8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
- 9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
- 10. (事務局)機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

#### 附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

#### 『中部社会福祉学研究』投稿規程

- 1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会(以下、「中部部会」と略す)の会員でなければならない。 共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
- 2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
- 3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
- 4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
  - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
  - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字(40字× 40 行)で印字した原稿 3 部及び CD-ROM を提出する。
  - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10 枚以内とする。
  - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
  - (5) 1 枚目の表紙には、①タイトル(英文併記)、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、(連名の場合は、全員) を記載する。
  - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録(80ワード以内)、キーワード(5つ以内)を記す。
  - (7) 3枚目の表紙には、タイトル(英文タイトル併記)のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
- 5. 投稿原稿の締め切りは、毎年8月末日とし、発行は3月30日とする。
- 6. 投稿される原稿及び CD ROM は、「中部部会」編集長に送付する。
- 7. 投稿された原稿および CD ROM は返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
- 8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
- 9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

#### 附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

#### 査 読 規 程

- 1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
- 2. 査読者は、1論文2名とする。
- 3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
- 4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書(別紙参照)、⑤査読結果 報告後の取り扱い等を送付する。
- 5. 査読結果は、A:無修正で掲載可、B:修正後に掲載可(小幅な修正)、C:修正後に再査読(大幅な修正)、D:研究ノートへの変更、E:不採用の5段階とする。
- 6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

#### 附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

#### 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

#### <査読>

- 1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
- 2.2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1.を考慮して、編集委員会で決定する。
- 3. 査読者(会員以外)には、謝礼を支払う。
- 4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

#### <依頼論文等>

1.「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文(調査報告・書評を含む)、企画記事(中部部会シンポジウムの記録等)を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

稿者様

論 文 投

査読①

査読②

文投稿者樣

纒

番号 原稿職類 タイトル

項目別評価 (各項目ごとに該当する評価1つに〇をおつけください)

	野価基準: a 適切		b 不適切	c 非該当
1	執筆要領(注・文献も含めて)に適合しているか	g	q	၁
2	先行研究を的確に踏まえているか	g	q	၁
က	研究目的は明確であるか	æ	q	၁
4	社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	æ	q	၁
5	研究目的に照らして研究方法は適切であるか	ಹ	q	၁
9	使用されている概念・用語は適切であるか	ಹ	q	o
2	調査の方法・分析が適切で, 結果は明確であるか	ಹ	q	υ
œ	論理の展開には一貫性があるか	ಜ	q	υ
6	考察および結論には新しい知見が含まれているか	æ	q	υ
10	表題は内容を適切に表現しているか	g	q	ပ
11	要旨の内容は適切であるか	ಜ	Р	ပ
12	省略語・単位・数値は正確に表記されているか	ಜ	q	ပ
13	図表の体裁 (タイトル・単位・形式) は整っているか	ಜ	P	ပ
14	図表は本文の説明と適合しているか	g	p	၁
15	研究倫理上の問題はないか	æ	Р	၁

Ⅱ 掲載についての評価 (該当する項目1つに○をおつけください)

1 名奏にしい、この平首 (家山)の山口しにこのおしにへ	f │ A 無修正で掲載可	B 修正後に掲載可	C修正後に再査読	D 論文から研究ノートに変更して掲載	E 不採用
=	評価				

機関機関

### 編集後記 -

今回、中部社会福祉学研究第12号の皆様のご支援ご協力のもと刊行する運びとなりました。本当にありがとうございました。令和2年4月頃は、新型コロナ感染拡大の為、小中学校の一斉休校や、各大学では卒業式や入学式等中止となりました。各大学ではリモートによる授業が中心となり、Zoom・YouTube等様々な方法で遠隔授業が実施されました。かつて人類が経験したことのない状況が続いております。

新型コロナ感染拡大に伴い、政府は緊急事態宣言を行い様々な規制を行いました。日本に限らず、世界各国でも同様の動きがあります。この新型コロナの影響により、失業や倒産、経済的な損失も計り知れないものがあると思います。これらの影響により、経済や文化が一時的に停止した感があります。さらに、第四波がきております。

しかし、私共の教育・研究は常に状況を見ながら一歩ずつ前に向い、確実に前進してきていると思います。 新型コロナによる貧困についても研究されております。昨年の春の例会が中止となり、今回はシンポジュウムの掲載がなく論文と書評のみ掲載となりました。本誌が学会員の皆様のご支援・ご協力により、質の高い研究を維持・発展していきたいと考えております。

今後共学会員のみなさまのご支援・ご指導宜しくお願い申し上げます。[2021, 3]

(佐々木 隆志)

 編集委員長
 佐々木
 隆
 志

 編集委員
 湯
 原
 悦
 子

杉 本 貴代栄

大 藪 元 康

伊藤葉子

谷口純世

#### 中部社会福祉学研究

第12号

2021年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆 志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 谷口 由希子

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

(電話) 054-265-0870

(FAX) 054-265-2180

# Contents

March 2021

Original Article			
Impact of Working at Type A work Continuation Support Offices on Lives of People with Disabilities in Disadvantaged Regions: Based on an Interview Survey of People with Disabilities Working in Disadvantaged Regions	Kensuke HASHIKAWA····· 1		
Welfare service Third-party evaluation Surveyor's view of disaster response at nursery schools	Yuko KIDO	13	
Book Review			
	Kiyoe SUGIMOTO	25	
	Tamiko IRI	29	
	Yachiyo SUDO	35	